

# 喜多方市 一般廃棄物処理基本計画見直し

—ごみ減量と3R活動を推進する資源循環型のまち喜多方—

令和5年度～令和8年度



平成29年3月策定

令和5年3月改訂

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

# 喜 多 方 市

## 目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画の見直しにあたって	1
2	計画の位置付け	3
第2章	喜多方市の概況	5
1	位置・面積・気候	5
2	人口動態	6
3	産業の動向	7
第3章	一般廃棄物処理の現況と課題	8
1	一般廃棄物処理行政の変遷	8
2	一般廃棄物処理施設	9
3	ごみ処理フロー	11
4	し尿処理フロー	14
5	一般廃棄物排出量の推移	15
6	一般廃棄物処理の経費	21
7	これまでの取組状況	23
8	一般廃棄物処理の課題	27
第4章	ごみ処理計画	28
1	ごみの排出量の見込み	28
2	ごみの発生・排出抑制のための方策	29
3	ごみ処理の対象との分別の区分	34
4	ごみの適正処理に関する基本的事項	35
5	ごみ処理施設の整備に関する事項	36
6	その他	36
第5章	し尿処理計画	38
1	し尿処理量の見込み	38
2	し尿処理に関する基本方針	38
3	し尿処理計画	39
4	計画達成のための方策	40
第6章	計画の進行管理	41
1	進行管理の方法	41
2	情報の公開	41

# 第 1 章 計画の基本的事項

## 1 計画の見直しにあたって

本市では、2017(平成 29)年 3 月に策定した「喜多方市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：2017(平成 29)年度～2026(平成 38)年度）」において、ごみとし尿の処理計画等を定め、適正なごみの収集、運搬、処理、処分と資源物の分別収集によるリサイクル、ごみの減量化に努めてきました。

この間、地球環境を巡る問題が国際的に大きく取り上げられるようになり、日本を含めた世界全体で SDGs（持続可能な開発目標）、カーボンニュートラル、持続可能な社会の実現に向けた対応が求められています。

国においては、2018（平成 30）年に第 5 次環境基本計画を策定、「環境・経済・社会」の統合的向上の具現化や「地域循環共生圏」の創造等により、持続可能な社会を目指すこととし、2020（令和 2）年に 2050（令和 32）年までに脱炭素社会の実現を目指す「カーボンニュートラル」を宣言、2021（令和 3）年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が公布されるなど、新たな仕組みが構築されました。

福島県においても 2022(令和 4)年に「福島県廃棄物処理計画」を改定し、廃棄物分野の施策の柱である「循環型社会の形成」の実現のため、ごみ排出量の減量とリサイクル率の向上等を目指した、県の具体的な施策と県民や事業者、市町村の役割を示しています。

本市においては、こうした国や県の動向と一般廃棄物を取り巻く現状や課題、これまでの計画で示した目標の達成状況等を踏まえるとともに、2022(令和 4)年 3 月に中間見直した「喜多方市総合計画」及び「喜多方市環境基本計画」との整合を図るため「喜多方市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を見直すものとします。

## SDGs(持続可能な開発目標)とは

SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げた国際目標です。

この SDGs は、全ての国を対象に、経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17 のゴール (目標) とその課題ごとに設定された 169 のターゲット (達成基準) で構成され、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しています。豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を 2030 (令和 12) 年までに達成することを目指しています。

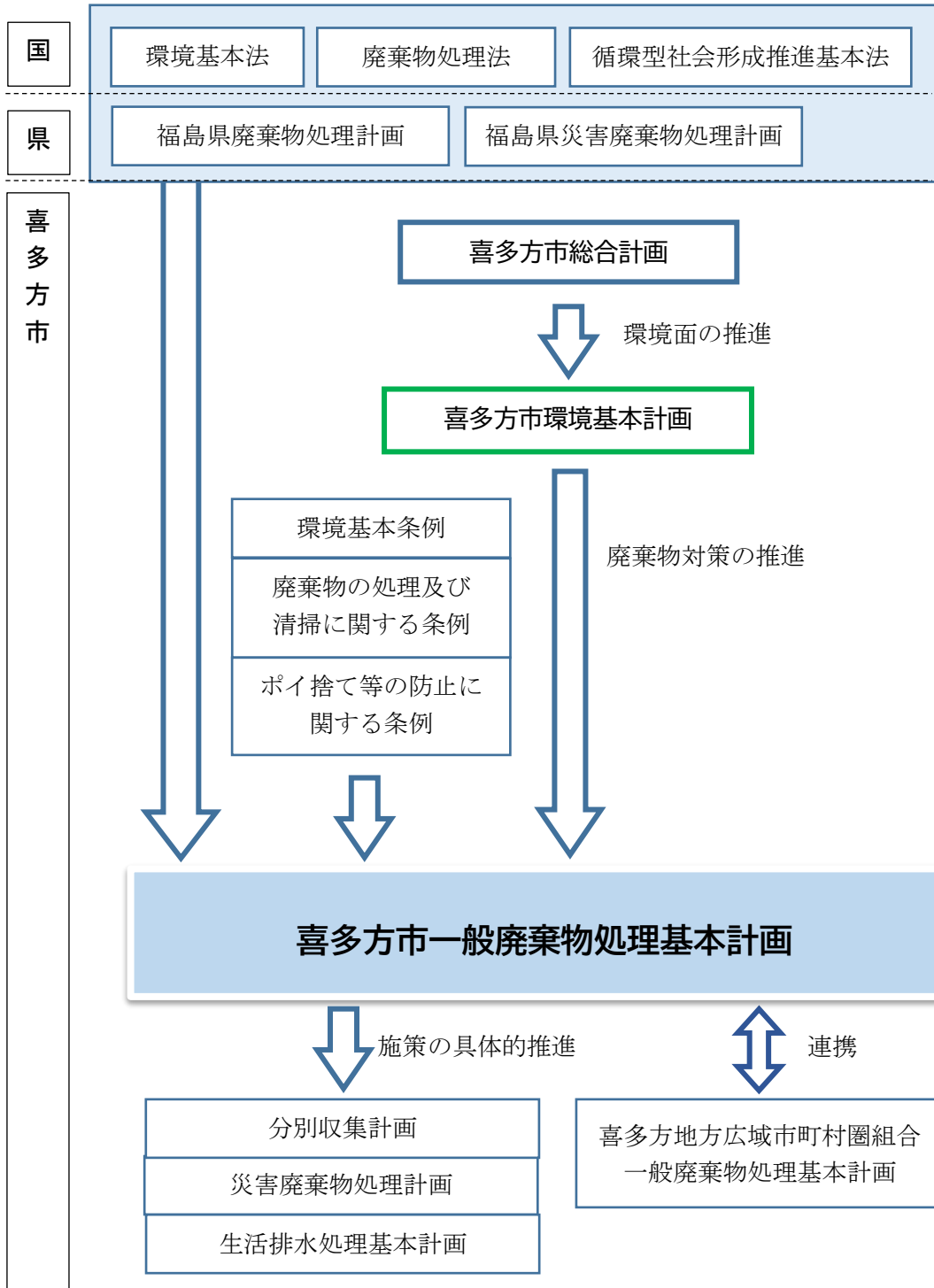
本市の廃棄物処理に関する分野においても、SDGs と関連するゴール・ターゲットに取り組んでいきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2 計画の位置付け

### (1) 他の計画等との関係

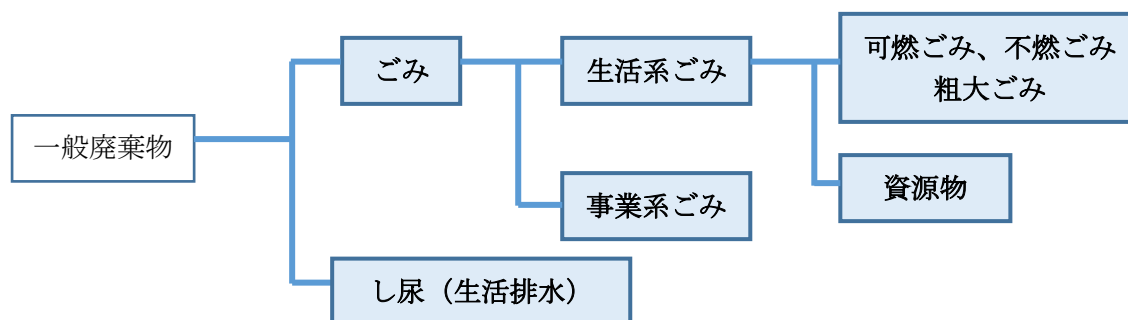


(2) 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域（し尿は他町の一部地区を含む）とします。

(3) 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、一般廃棄物のうち、「ごみ」と「し尿（生活排水）」とします。



(4) 計画期間

本計画の期間は、市総合計画及び環境基本計画の最終年度に合わせ、2017(平成 29)年度から 2026(平成 38)年度までとしました。これらの計画との整合性を図りながら、見直しを行い、計画の期間は 2023(令和 5)年度～2026(令和 8)年度までとします。



## 2 人口動態

本市の人口は、少子化や人口流出などにより減少傾向が続いており、2015（平成 27）年国勢調査では 49,377 人でしたが、2020（令和 2）年の国勢調査では 44,760 人と、4,617 人・9.4%減少しています。

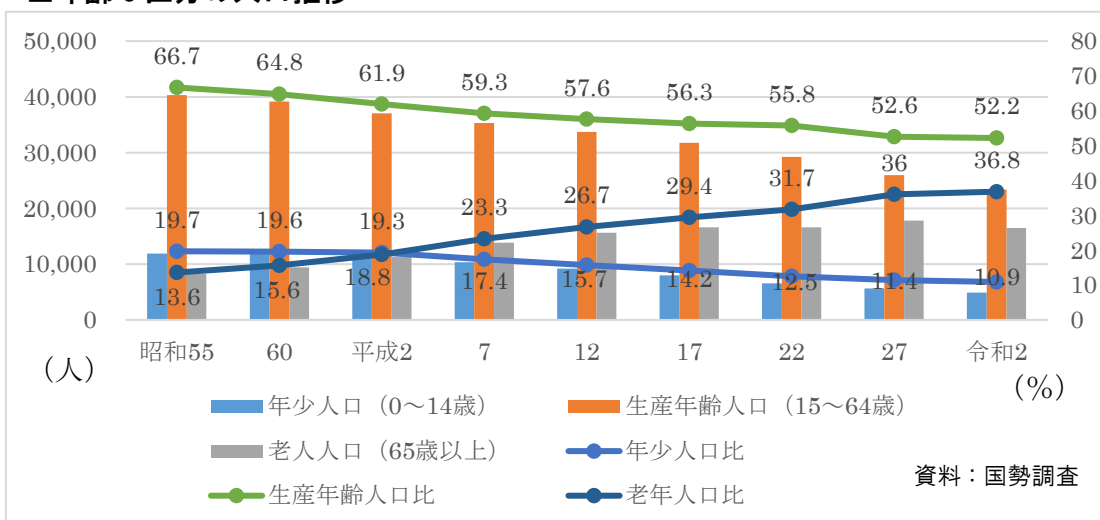
また、世帯数は、2015（平成 27）年は 16,752 世帯でしたが、2020（令和 2）年の国勢調査では 16,049 世帯と、703 世帯・4.2%減少しています。

また、人口を年齢 3 区分別にして推移をみると、2020（令和 2）年の老年人口（65 歳以上）は増加しており、割合でも 2020（令和 2）年の人口に占める老年人口は 36.8%で、年々上昇しており、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）は、毎年減少しています。

### ■人口と世帯数の推移



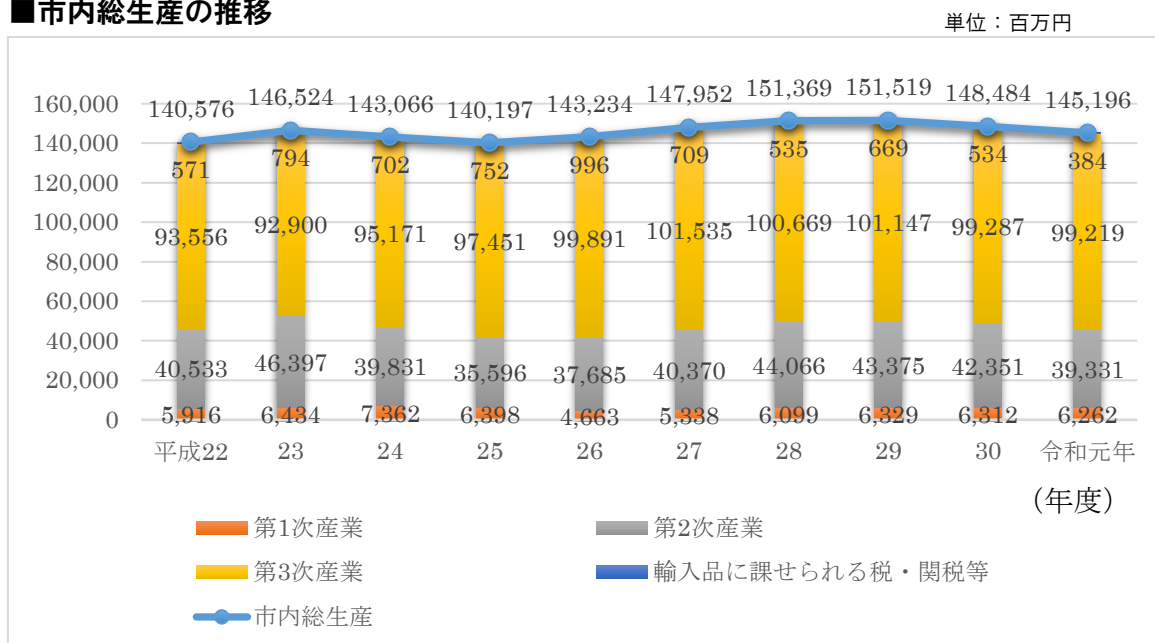
### ■年齢 3 区分の人口推移



### 3 産業の動向

本市の市内総生産は、2019（令和元）年では、1,451億円となっており、前年度に比べ、32億8千8百万円、2.2%減少となっております。産業別に前年度と比較してみると、第1次産業が5千万円・0.8%減少、第2次産業が32億2千万円・7.0%減少、第3次産業が6千8百万円・0.01%減少となり、特に第2次産業が大きく減少しました。

#### ■市内総生産の推移



資料：福島県統計課「福島県市町村経済計算年報（令和元（2019）年度版）」

#### 【産業の分類】

第1次産業…農業、林業、漁業など。自然界で作物を作る・採取する産業

第2次産業…工業、建設業、鉱業など。自然界から採取したものを加工する産業

第3次産業…商業、金融業、情報通信業、サービス業など。第1次・第2次産業に当てはまらない産業

## 第3章 一般廃棄物処理の現況と課題

### 1 一般廃棄物処理行政の変遷

1950 (昭和 25) 年 3 月	喜多方町で塵芥収集事業を実施
1954 (昭和 29) 年 3 月	喜多方町外 7 ヶ村が合併し、旧「喜多方市」発足
1954 (昭和 29) 年 11 月	民間で衛生組合を発足し、し尿汲み取り事業開始
1962 (昭和 37) 年 12 月	喜多方市外 3 町 2 ヶ村が衛生処理組合を結成
1962 (昭和 37) 年 12 月	旧喜多方市で、ごみ箱を廃止し、容器収集を実施
1965 (昭和 40) 年 1 月	旧喜多方市で、ごみ収集にパッカー車導入
1965 (昭和 40) 年 8 月	喜多方市外 3 町 2 ヶ村衛生処理場を塩川町大沢地区に決定
1966 (昭和 41) 年 6 月	喜多方市外 3 町 2 ヶ村衛生処理場建設工事着工
1967 (昭和 42) 年 4 月	喜多方市外 3 町 2 ヶ村衛生処理組合清掃センター操業開始
1970 (昭和 45) 年 10 月	旧喜多方市で、し尿汲み取り事業の市直営化
1971 (昭和 46) 年 4 月	旧喜多方市で、不燃物処理の収集運搬を委託化
1971 (昭和 46) 年 4 月	旧喜多方市で、し尿汲み取り手数料冬期料金制廃止
1972 (昭和 47) 年 4 月	旧喜多方市で、市営不燃物捨場を小田高原地内に開設
1973 (昭和 48) 年 4 月	喜多方市外 3 町 2 ヶ村衛生処理組合が解散 衛生処理が喜多方地方広域市町村圏組合に移行
1975 (昭和 50) 年 3 月	環境センター山都工場ごみ処理施設完成
1976 (昭和 51) 年 4 月	旧喜多方市で、し尿汲み取りが申込制から計画収集へ
1977 (昭和 52) 年 11 月	環境センター塩川工場し尿処理施設増設工事完成
1991 (平成 3) 年 7 月	空き缶収集事業を開始
1992 (平成 4) 年 7 月	ガラスびん収集事業を開始
1994 (平成 6) 年 3 月	環境センター山都工場粗大ごみ処理施設完成
1994 (平成 6) 年 4 月	不燃ごみ袋の広域市町村圏組合の指定袋化
1994 (平成 6) 年 7 月	粗大ごみ収集事業を開始
1996 (平成 8) 年 3 月	環境センター塩川工場浄化槽汚泥処理施設・乾燥焼却施設完成
1996 (平成 8) 年 7 月	分別収集計画策定 (第 1 期)
1997 (平成 9) 年 4 月	ペットボトル、紙パック収集事業を開始
1999 (平成 11) 年 6 月	喜多方市営不燃物捨場埋立地への安定 4 品目以外の埋立禁止
2000 (平成 12) 年 5 月	ダンボール収集事業を開始
2001 (平成 13) 年 4 月	可燃ごみ袋の市の指定袋化
2001 (平成 13) 年 4 月	食品トレイ、発泡スチロール、新聞、雑誌類、布類収集事業を開始
2002 (平成 14) 年 3 月	環境センター山都工場焼却炉改修工事 (ダイオキシン対策) 完了
2002 (平成 14) 年 3 月	布類収集事業の廃止
2003 (平成 15) 年 3 月	環境センター羽山最終処分場完成、市営不燃物捨場埋立地閉鎖
2003 (平成 15) 年 5 月	旧喜多方市で、山間地可燃ごみ特別収集運搬業務委託開始
2003 (平成 15) 年 7 月	旧喜多方市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定
2006 (平成 18) 年 1 月	市町村合併により新「喜多方市」誕生

2006 (平成 18) 年 7 月	喜多方市生活排水処理基本計画 (H18 年度～H32 年度) 策定
2007 (平成 19) 年 3 月	喜多方市一般廃棄物処理計画 (H19 年度～H28 年度) 策定
2007 (平成 19) 年 4 月	し尿汲み取り事業の市直営廃止、民間許可業者による汲み取りへ移行
2008 (平成 20) 年 10 月	プラスチック製容器包装の分別開始
2013 (平成 25) 年 12 月	指定ごみ袋の使用の緩和
2014 (平成 26) 年 4 月	環境基本条例施行
2015 (平成 27) 年 4 月	生きびん収集事業廃止 (購入店での再資源化ルートへ移行)
2016 (平成 28) 年 3 月	喜多方市環境基本計画策定
2017 (平成 29) 年 3 月	喜多方市一般廃棄物処理計画 (H29 年度～H38 年度) 策定
2018 (平成 30) 年 4 月	小型家電の拠点回収開始 (平成 29 年 7 月～12 月実証実験)
2018 (平成 30) 年 11 月	水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の拠点回収開始
2018 (平成 30) 年 11 月	蛍光灯の拠点回収開始
2019 (平成 31) 年 3 月	小型充電式電池の拠点回収開始
2021 (令和 3) 年 10 月	乾電池・ライターの拠点回収開始

## 2 一般廃棄物処理施設

本市では、市単独の一般廃棄物処理施設がないため、中間処理 (ごみの焼却・選別・破碎・再資源化、し尿処理・汚泥の乾燥焼却等) や最終処分 (埋め立て処分) を、喜多方地方広域市町村圏組合 (以下、「広域組合」という。) が運営する一般廃棄物処理施設で処理しています。

### (1) 中間処理施設 (ごみ処理)

名 称 環境センター山都工場 (以下、「山都工場」という。)

所在地 喜多方市山都町小舟寺字二ノ坂山乙 2619 番地 1

#### ●可燃物焼却施設

処理方式	准連続燃焼式焼却炉 (階段ストーカ式)
施設規模	焼却能力 90 t / 16 h (45 t / 16 h × 2 炉)
着工	1989 (平成元) 年 10 月
竣工	1991 (平成 3) 年 3 月
備考	ダイオキシン類規制適合の排ガス高度処理・灰固形化施設工事 (2000 (平成 12) 年 5 月着工・2002 (平成 14) 年 3 月竣工)

#### ●不燃物処理施設

処理方式	乾式回転破碎機 (縦方スイングハンマ式)
施設規模	破碎能力 40 t / 5 h (1 基)
着工	1992 (平成 4) 年 7 月
竣工	1994 (平成 6) 年 3 月

(2) 中間処理施設（し尿処理）

名 称 環境センター塩川工場（以下「塩川工場」という。）

所在地 喜多方市塩川町会知字大川原 2160 番地

●し尿処理施設

処理方式	一次処理：嫌気性消化方式 → 二次処理：活性汚泥方式 → 三次処理：凝集沈澱方式
施設規模	処理能力 52kℓ/日
着工	1966（昭和 41）年 6 月（増設時 1976（昭和 51）年 9 月）
竣工	1967（昭和 42）年 3 月（増設時 1977（昭和 52）年 11 月）

●浄化槽汚泥処理施設

処理方式	固液分離方式
施設規模	処理能力 50kℓ/日
着工	1995（平成 7）年 4 月
竣工	1996（平成 8）年 3 月

●乾燥焼却施設

処理方式	回転アーム式焼却炉
施設規模	乾燥汚泥：400kg/h r（含水率 30%）、し渣：488kg/h r（含水率 60%） 汚泥乾燥機：脱水汚泥量 1,468kg/kℓ（含水率 79%） 集塵装置：マルチサイクロン
着工	1996（平成 8）年 7 月
竣工	1997（平成 9）年 3 月

(3) 最終処分場

名 称 環境センター羽山最終処分場（以下、「羽山処分場」という。）

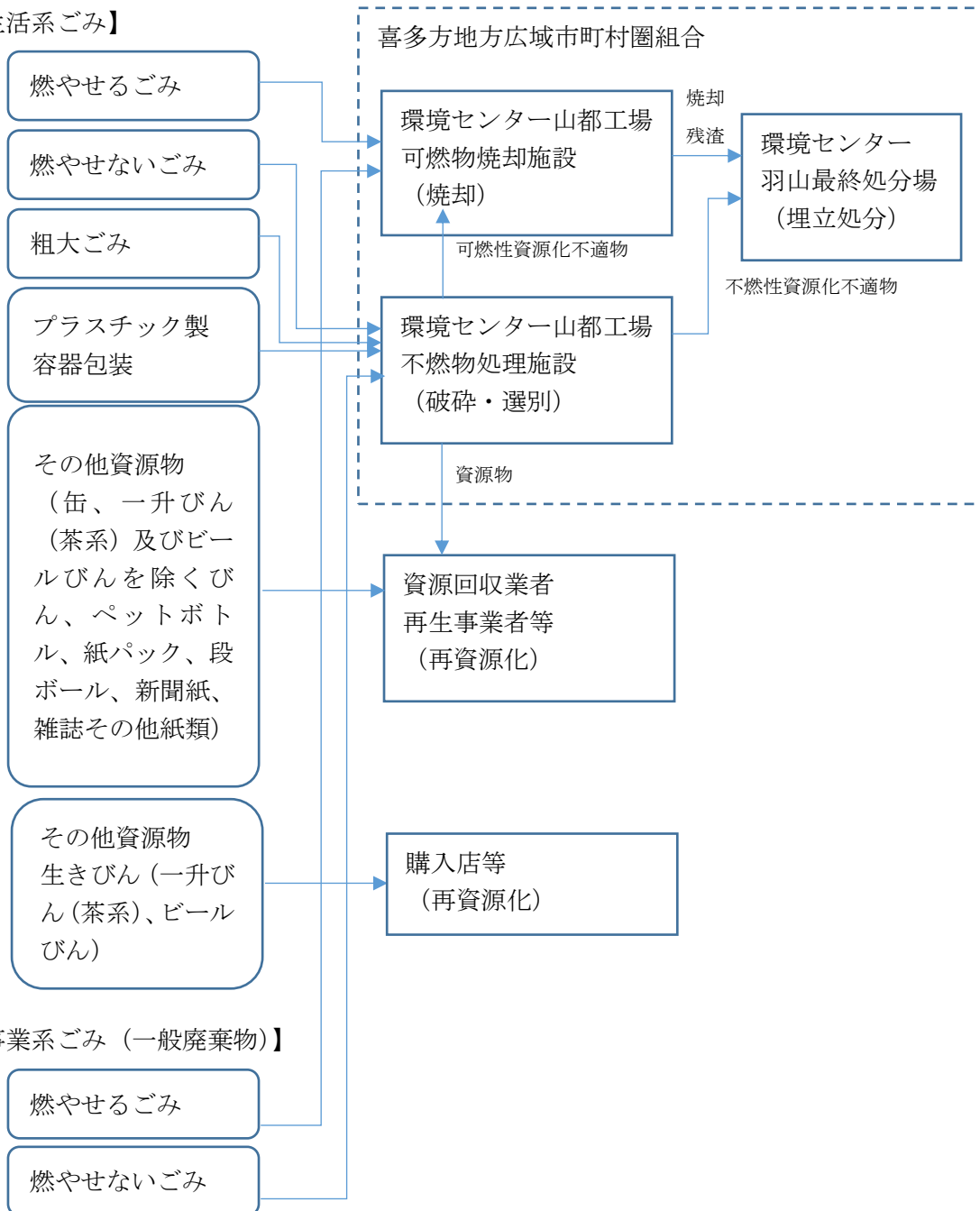
所在地 喜多方市慶徳町新宮字羽山 2952 番地 68

埋立面積	20,000 m <sup>2</sup>
埋立容積	88,300 m <sup>3</sup>
埋立方法	セル方式
埋立期間	25 年間（2003（平成 15）年 4 月～2028（令和 10）年 3 月）
着工	2001（平成 13）年 5 月
竣工	2003（平成 15）年 3 月
備考	水処理施設（カルシウム除去、生物脱窒素処理、凝集沈澱処理、高度処理、滅菌）、処理能力 70 m <sup>3</sup> /日

### 3 ごみ処理フロー

#### (1) ごみ処理フロー

##### 【生活系ごみ】



## (2) 生活系ごみの排出と収集運搬

- ① 日常生活から生じたごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、その他資源物の5種類に分別しています。

このうち、その他資源物は、空き缶、空きびん（無色・透明系、茶系、青・緑系、黒系）、ペットボトル、紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌その他紙類に分別しています。

また、その他資源物のうち生きびん（一升びん（茶系）、ビールびん）は、直接販売店などに持ち込み再使用ルートに回しています。

- ② 燃やせるごみ及びプラスチック製容器包装は、市の指定する専用のごみ袋または市が別に定める要件を満たしたごみ袋で排出します。また、燃やせないごみは、市の指定する専用のごみ袋で排出します。

なお、その他資源物は、各地区の集積所に設置した収集容器に排出するなどします。

- ③ 収集運搬は、原則として業者委託で実施しています。
- ④ 粗大ごみは、山都工場へ自己搬入を基本としていますが、毎年3回、市による個別収集も有料で行っており、一定の条件を満たした場合の減免制度を設けています。
- ⑤ 収集は、燃やせるごみ週2回、燃やせないごみ月2回、プラスチック製容器包装週1回、その他資源物月各1回実施しており、分別の方法及び収集日程は、家庭ごみ収集カレンダー等で周知しています。
- ⑥ 冬期積雪時でも、収集車が走行可能で集積所が除雪されている地区は、収集を実施しています。

## (3) 中間処理

- ① 燃やせるごみは、山都工場で焼却しています。
- ② 燃やせないごみと粗大ごみは、山都工場の破碎処理施設で破碎し、金属等は再資源化を図っています。再資源化できない可燃性のものは、山都工場で焼却処理しています。
- ③ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく資源物（プラスチック製容器包装及びその他資源物）のうち、同法2条6項指定物（空き缶、段ボール、紙パック）及び特定分別基準適合物（空きびん、ペットボトル）は、国が指定する指定保管施設で再資源化を図っています。
- ④ 古紙類については、市が指定する保管施設で再資源化を図っています。

## (4) 最終処分

山都工場で生じる焼却残渣及び破碎して再資源化できなかったごみは、羽山処分場において埋め立て処分しています。

## (5) 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理

飲食店・商店・工場などの事業活動により生じたごみ（事業系一般廃棄物）は、事業者の責任において、一般廃棄物収集運搬業の許可業者へ依頼するか、自己で搬入するか、のいずれかの方法で山都工場へ搬入し、有料で処理しています。

(6) 其他のごみの処理

① 一時多量ごみ

引越し等で多量のごみが一度に発生する場合は、排出者の責任において、本人が直接山都工場へ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可業者へ依頼するか、いずれかの方法で搬入し処理しています。

② 特定家庭用機器一般廃棄物

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電リサイクル品目は、「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」に基づき、排出者の責任（消費者及び事業者）でリサイクルしています。

③ メーカーの自主回収・リサイクルが行われているもの

家庭用パソコン、オートバイ、家庭用消火器、充電式乾電池、乾電池、インクカートリッジ等は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、メーカーが自主回収しリサイクルすることが求められているため、排出者の責任（消費者及び事業者）でリサイクルしています。

④ 市役所本庁舎・各総合支所等で拠点回収しているもの

家庭用パソコンなどの小型家電、充電式乾電池については、市役所でも本庁舎や各総合支所などの公共施設に回収ボックス等を設置・回収し、リサイクル業者に引き渡しています。

また、蛍光灯（水銀体温計などを含む）、乾電池及びライターについては、市役所本庁舎や各総合支所に回収ボックス等を設置・回収した後、山都工場で集積し、民間の処理業者に依頼するなど、適切に処理しています。

⑤ 処理困難物

山都工場で処理できない、スプリングの入っているベッドやソファ、ドラム缶、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、コンクリートブロック、医療用器具などは、排出者の責任（消費者及び事業者）で、それぞれ民間の処理業者に依頼して処理しています。

⑥ 小動物の死体

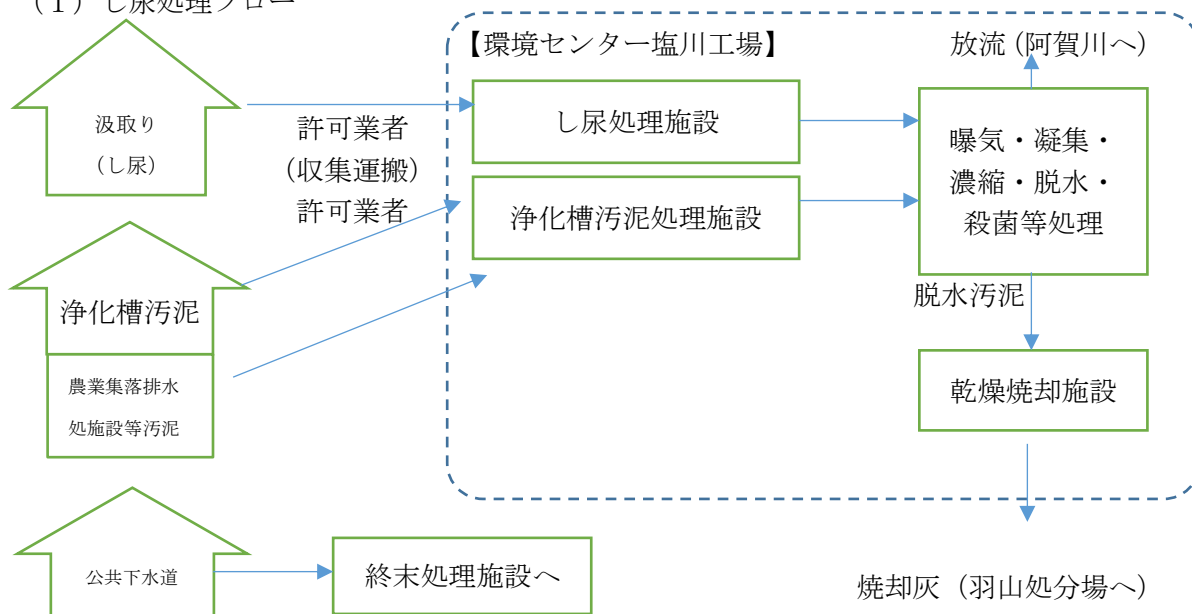
家庭でペットとして飼っている犬、ネコ等の死体については、山都工場に自己搬入することができますが、市で処分依頼を受付した場合、有料で山都工場に搬入し、処分しています。道路上で死亡しているネコ、タヌキ等は、道路管理者が回収し、山都工場に処分しています。

⑦ 一斉清掃等による水路汚泥

一斉清掃等により排出される水路汚泥は、羽山処分場で埋め立て処分しています。ただし、石や砂利は廃棄物とはならないため、民間の処理業者に依頼して処分しています。

## 4 し尿処理フロー

### (1) し尿処理フロー



### (2) し尿収集

家庭等からのし尿や浄化槽汚泥並びに農業集落排水処理施設等で発生した汚泥は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者がし尿収集車(バキューム車)で収集運搬し、塩川工場のし尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設に搬入しています。

2023(令和5)年度からは農業集落排水処理施設等の汚泥については、喜多方・熱塩・山都浄化センターに搬入し、下水汚泥と共同処理を行います。

### (3) 中間処理及び最終処分

塩川工場のし尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設にて適正に処理された処理水は、阿賀川に放流し、汚泥は、乾燥焼却施設で焼却、焼却灰は羽山処分場に埋め立て処分しています。

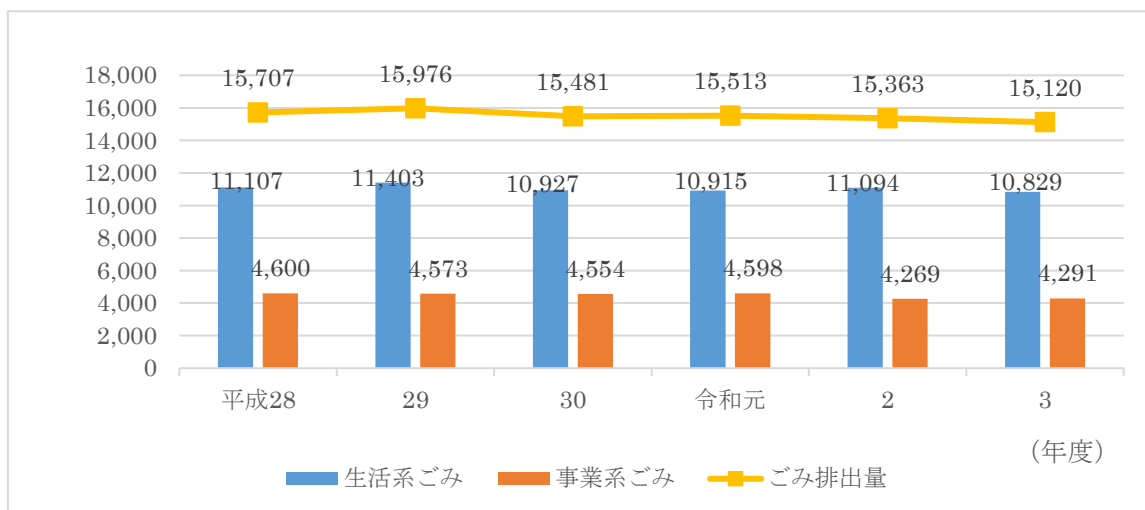
## 5 一般廃棄物排出量の推移

### (1) 本市のごみ排出量

山都工場に搬入されるごみの排出量（資源物を除く）は、2021（令和3）年度では15,120 t と、2016（平成28）年度に比べて人口減少とともに減少しています。その割合は、生活系ごみが約72%、事業系ごみが約28%となっています。

#### ■市のごみ排出量

単位：t（トン）

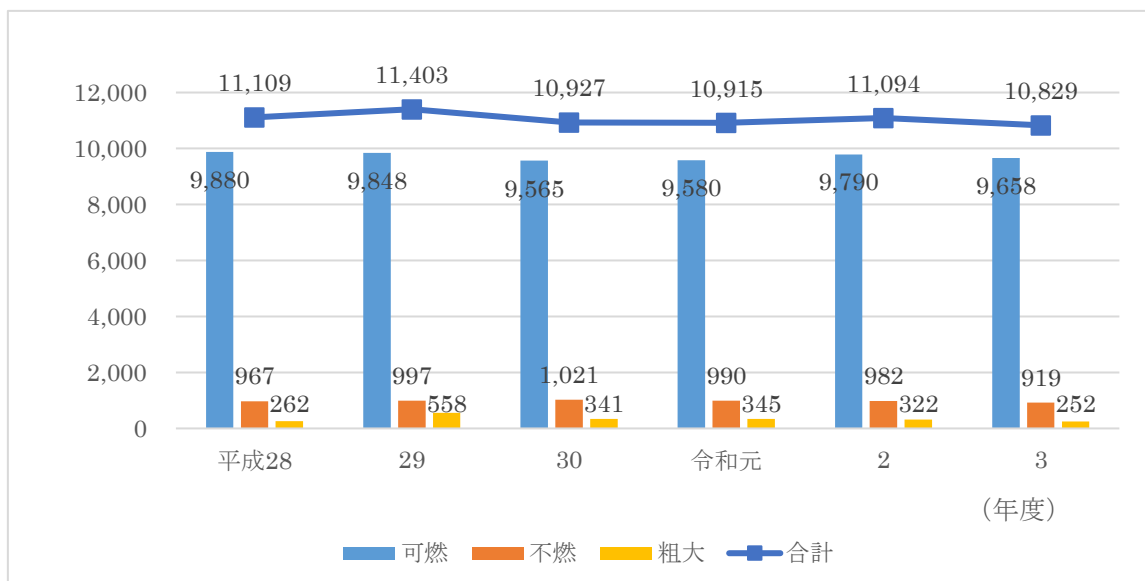


### (2) 生活系ごみの排出量

2021（令和3）年度の生活系ごみの排出量（資源物を除く）は10,829 tであり、2016（平成28）年度に比べて減少しています。その割合は、可燃ごみが約89%、不燃ごみが約9%、粗大ごみが約2%となっています。

#### ■生活系のごみ排出量

単位：t（トン）

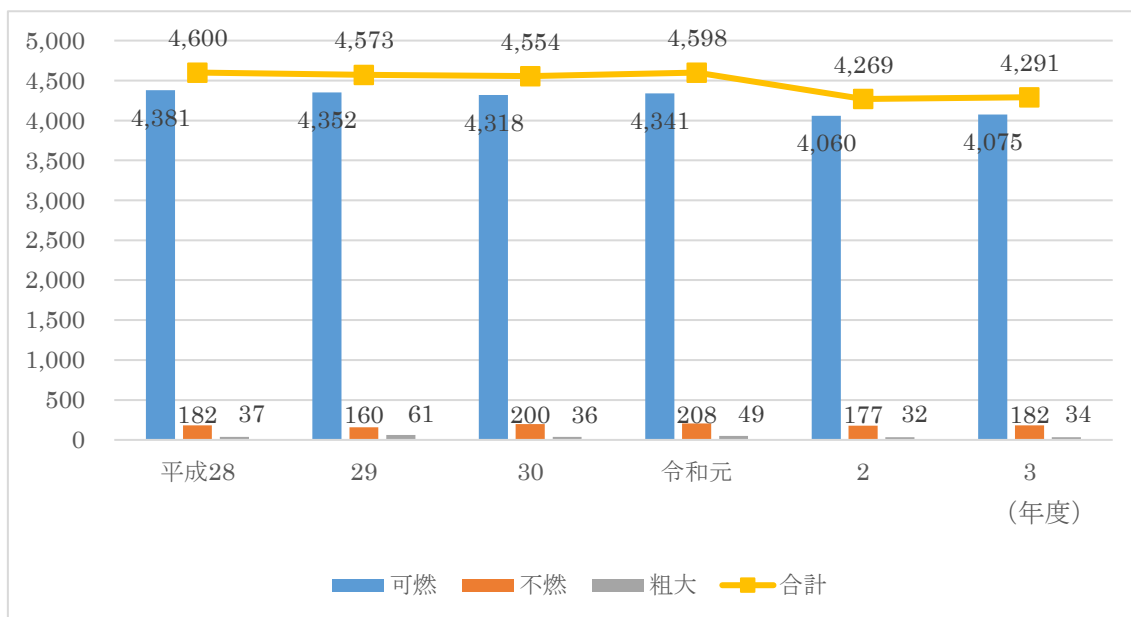


### (3) 事業系ごみ（一般廃棄物）の排出量

2021（令和3）年度の事業系ごみの排出量は4,291 tであり、2016（平成28）年度に比べて減少しています。その割合は、可燃ごみが約95%、不燃ごみが約4%、粗大ごみが約1%となっています。

#### ■事業系のごみ排出量

単位：t（トン）

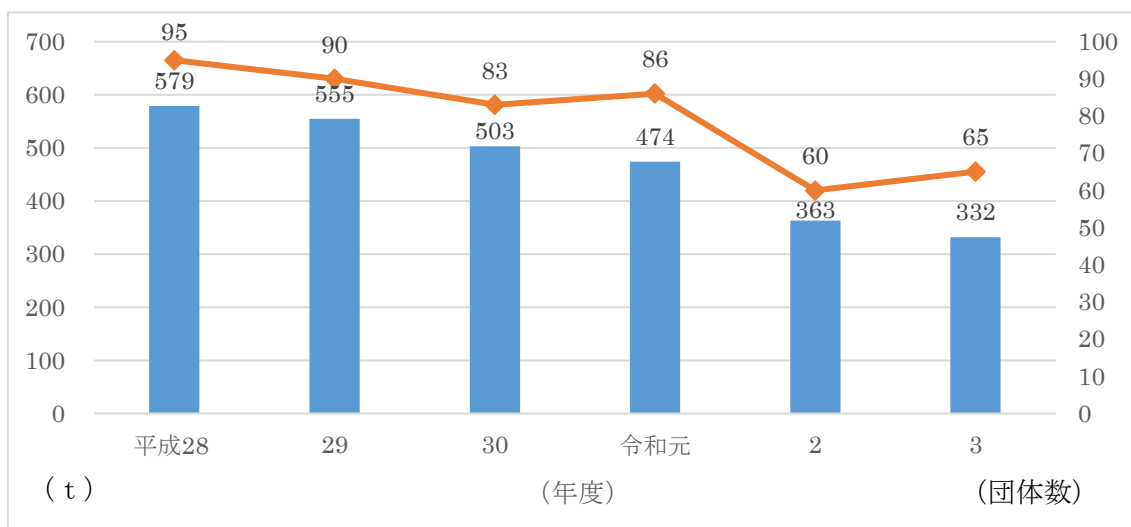


### (4) 各団体による資源物（紙類）の収集量

各団体による資源物の収集量は、PTAや子供会等の実施団体が減少し、2021（令和3）年度では332 tと、2016（平成28）年度に比べて減少しています。また、1回当たりの資源回収量が減少したことにより、年々減少傾向にあります。

#### ■各団体による資源物（紙類）収集量

単位：t（トン）

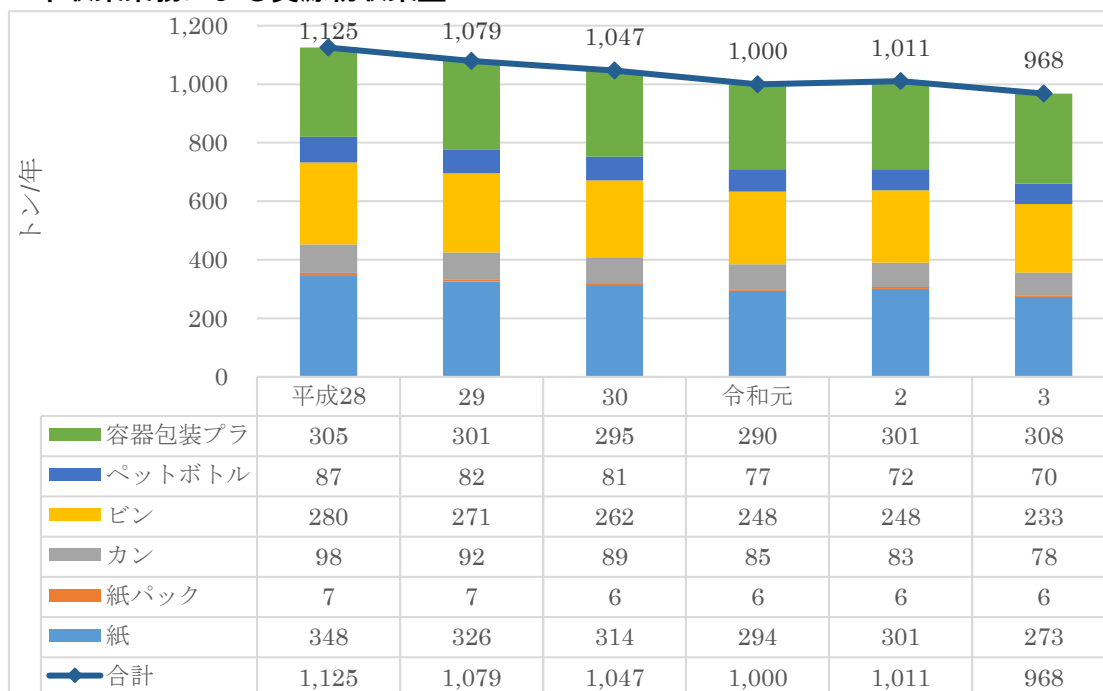


(5) 市収集業務による資源物の収集量

市収集業務による資源物の収集量は、2021（令和3）年度では全体で968tと、2016（平成28）年度に比べて減少しています。品目別に見ると、プラスチック製容器包装は若干増加しているものの紙類が大きく減少しています。

■市収集業務による資源物収集量

単位：t（トン）

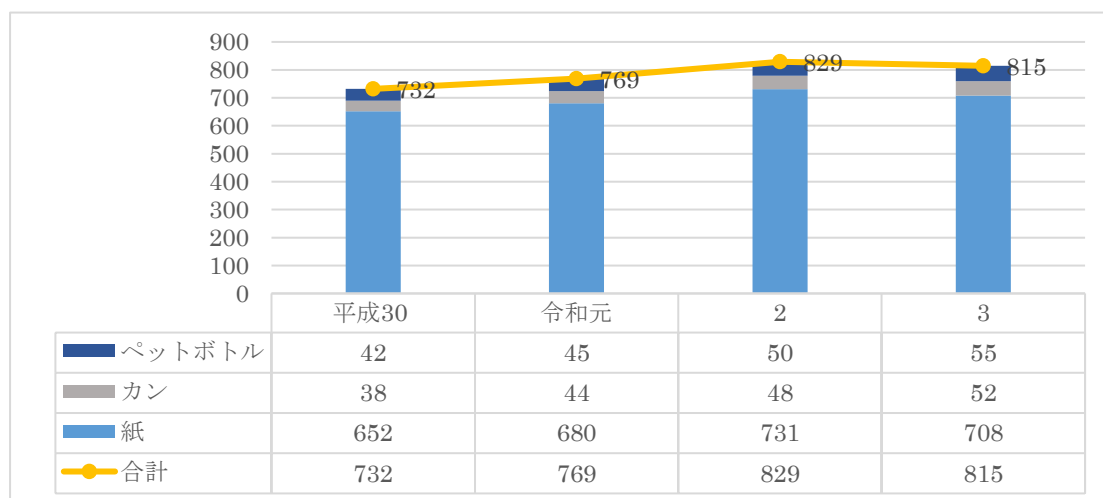


(6) 民間業者による資源物の回収量

本市においては、民間業者による資源物回収が2018（平成30）年度から開始され、2021（令和3）年度の回収量は815tで、市で収集している資源物を合わせた量（1,783t）の約46%を占めています。

■民間業者による資源物回収量

単位：t（トン）

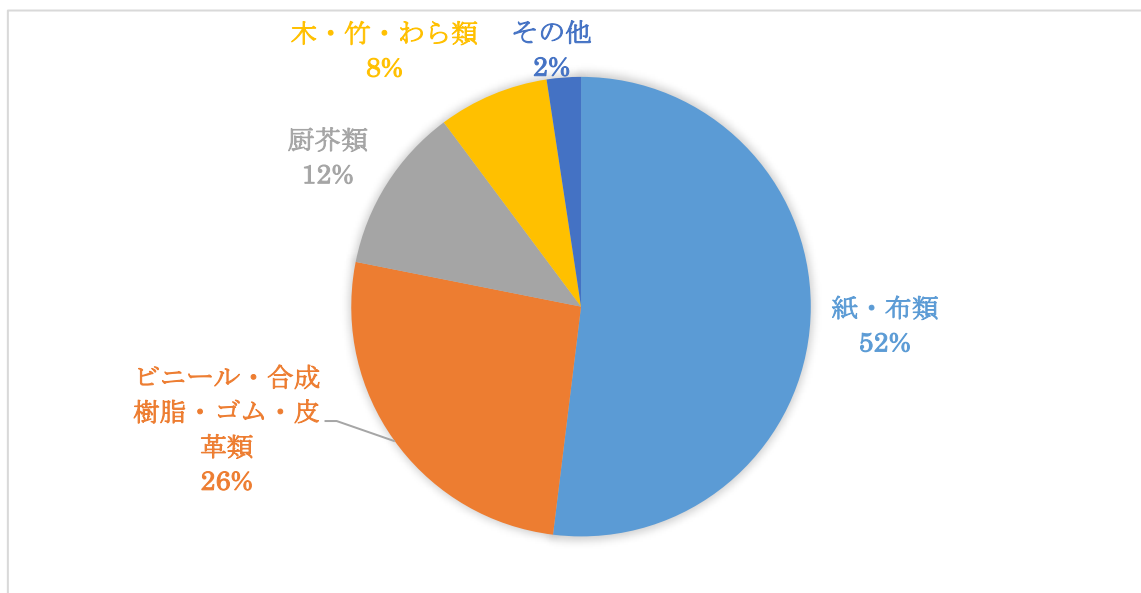


(7) 燃やせるごみのごみ質検査結果

2021（令和3）年度に山都工場が実施した燃やせるごみのごみ質検査の結果、その組成割合は、紙・布類が約52%、ビニール・合成樹脂類が約26%、厨芥類（生ごみ等）が約12%、木・竹・わら類が約8%となりました。

■ごみ質検査による組成割合

単位：%（パーセント）



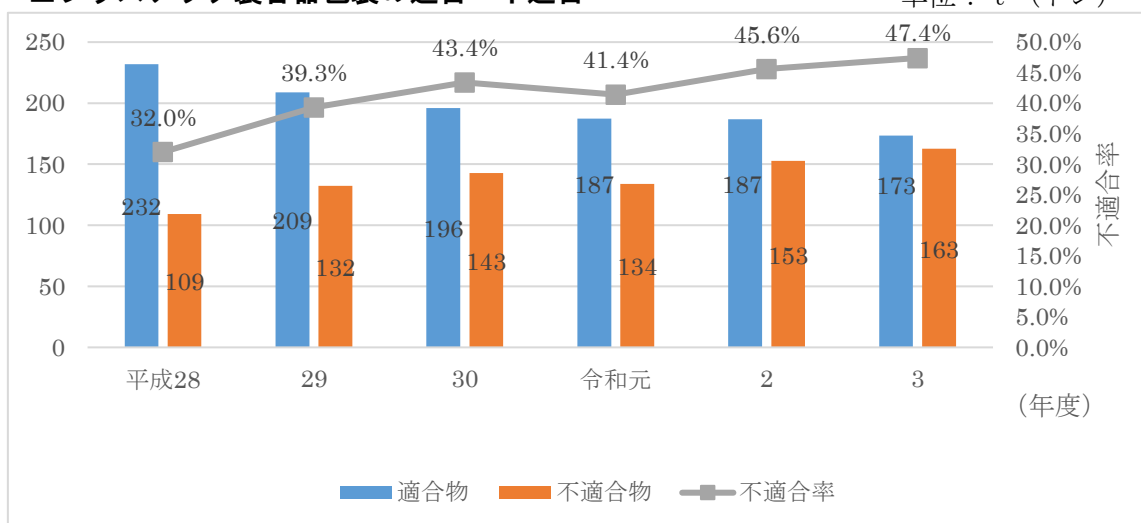
(8) ペットボトル・プラスチック製容器包装の不適合割合

2021（令和3）年度の分別基準適合物の品質調査結果は、収集されたプラスチック製容器包装を山都工場内で選別して、適合品のみを再商品化業者へ出荷したことから、ペットボトル・プラスチック製容器包装とも、品質評価でA判定を受けています。

しかし、選別前のプラスチック製容器包装には不適合物の混合が多くみられ、その割合は、総回収量の約47%となっています。

■プラスチック製容器包装の適合・不適合

単位：t（トン）

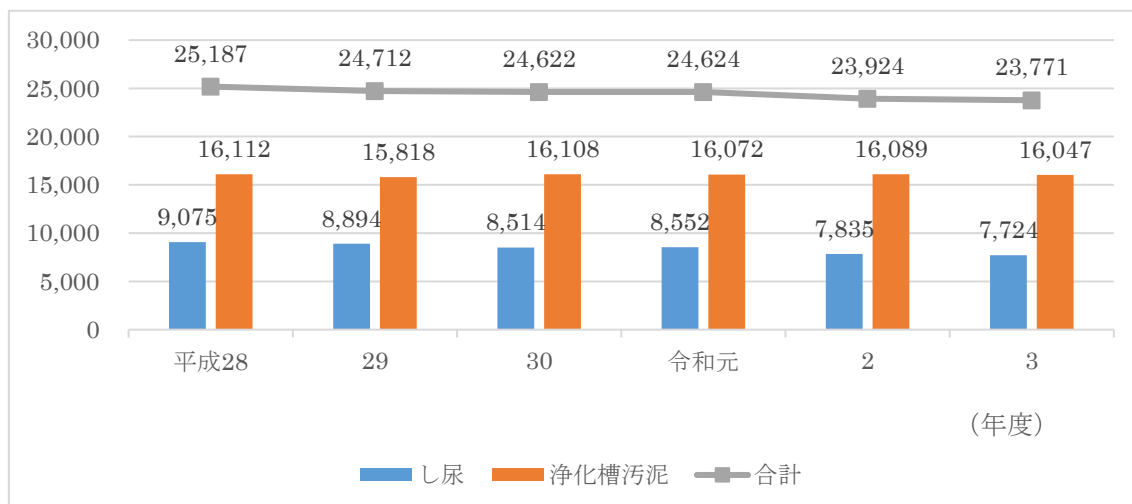


(9) し尿・浄化槽汚泥の処理量

2021（令和3）年度の浄化槽汚泥の処理量はほぼ横ばい傾向にありますが、し尿汚泥の処理量は、下水道や合併浄化槽の普及などにより水洗化が進んだことや人口が減少したことにより減少し、2016（平成28）年度に比べて、全体では23,771tに減少しています。

■し尿・浄化槽汚泥の処理量

単位：t（トン）



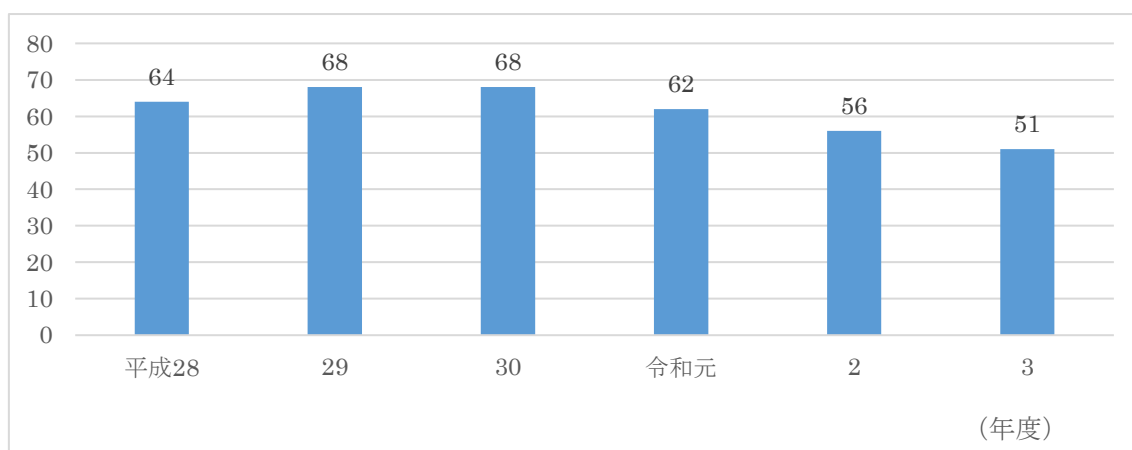
※浄化槽汚泥には、農業集落排水処理施設等の汚泥も含まれています。

(10) し尿処理に関する焼却灰埋立量

塩川工場で最終汚泥などを焼却処理した焼却灰の埋立量は、2021（令和3）年度では51tと、2016（平成28）年度に比べて減少しています。

■し尿処理による焼却灰の埋立量

単位：t（トン）

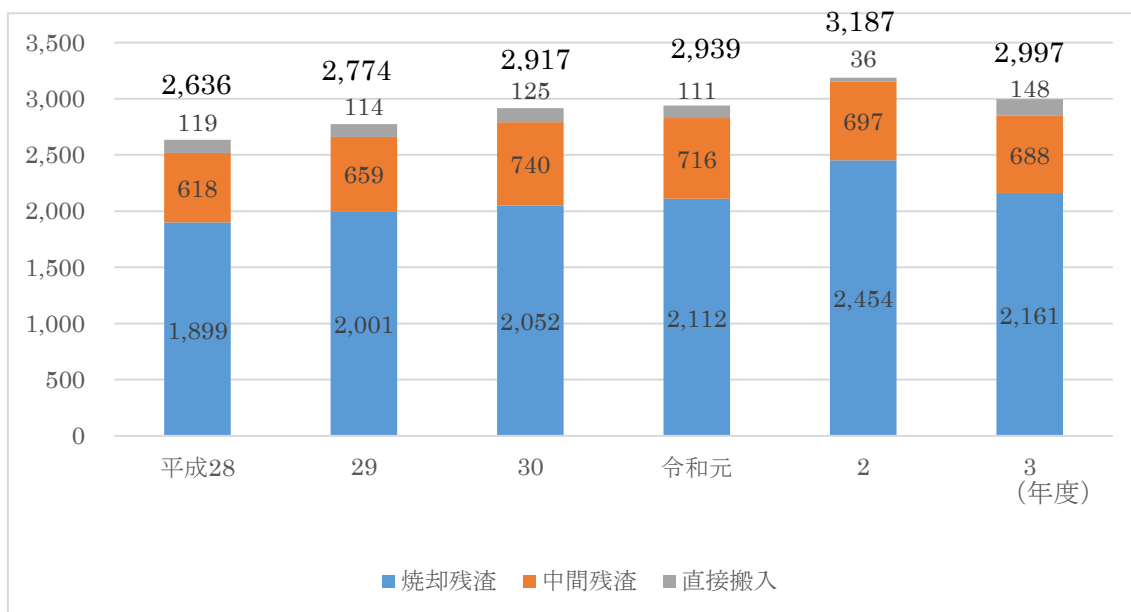


(11) 羽山処分場への埋立処分量

山都工場と塩川工場において焼却処理・中間処理を行った後の残渣や、一斉清掃等での水路汚泥等は、羽山処分場へ埋立処分しておりますが、2021（令和3）年度の処分量は2,997 t と、2016（平成28）年度に比べて増加しています。

■羽山処分場の埋立量

単位：t（トン）



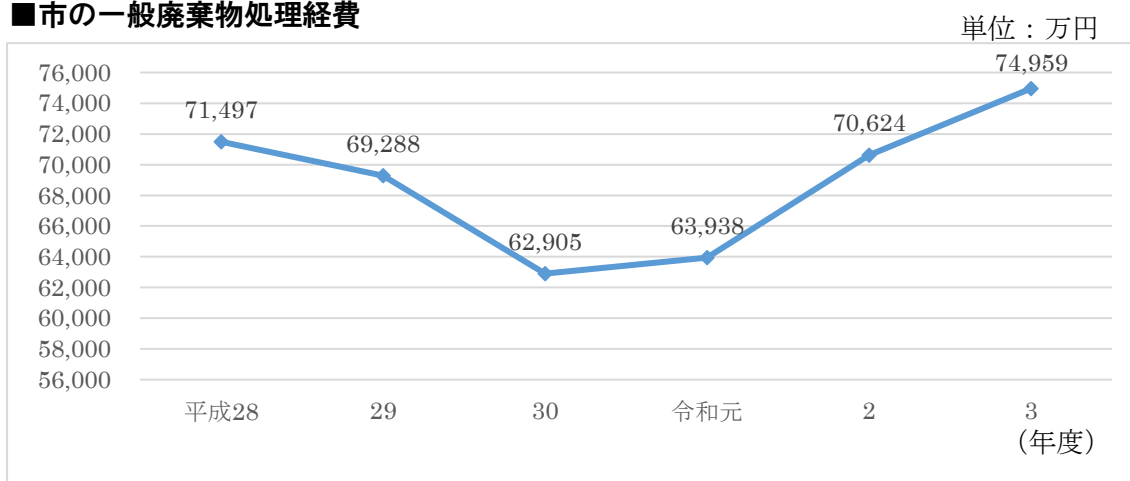
## 6 一般廃棄物処理の経費

### (1) 一般廃棄物処理の経費

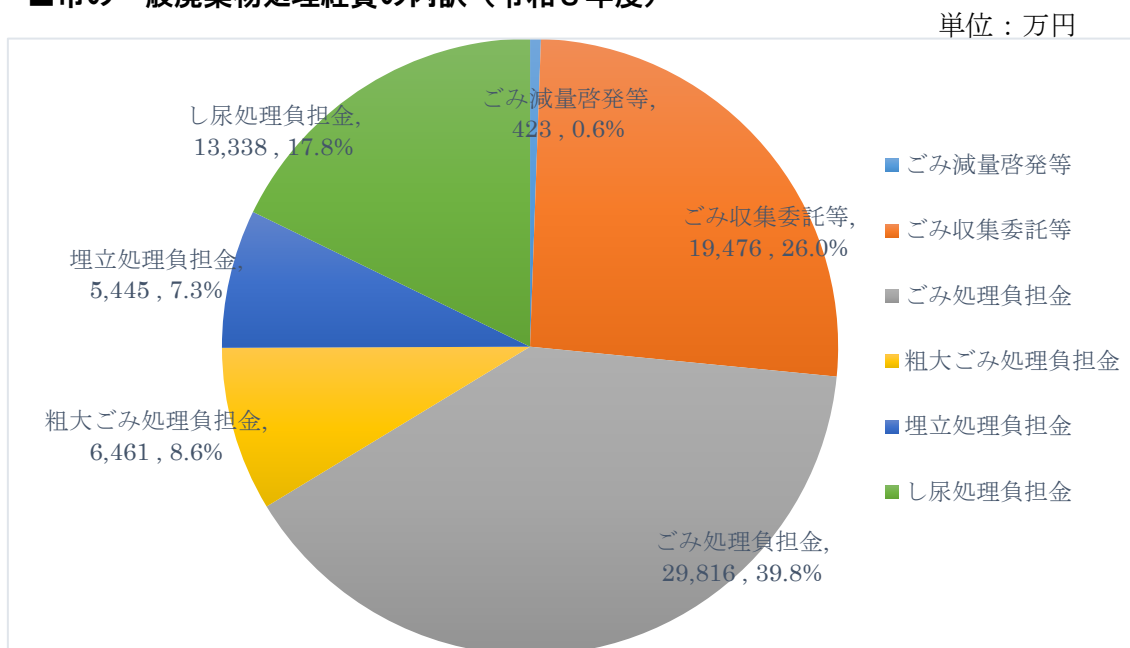
ごみ処理の経費は、市民の皆様からの税負担等で賄っています。2021(令和3)年度は、喜多方市の一般会計予算総額約310億円の約2.4%、約7億4,959万円となっており、経費は増加傾向にあります。

一般廃棄物処理経費の主な内訳は、ごみ収集委託等が1億9,476万円(26%)、ごみ減量啓発等が423万円(0.6%)、広域組合へのごみ処理負担金が2億9,816万円(39.5%)、粗大ごみ処理負担金が6,461万円(8.6%)、埋立処理負担金5,445万円(7.3%)、し尿処理負担金が約1億3,338万円(17.8%)となっています。

### ■市の一般廃棄物処理経費



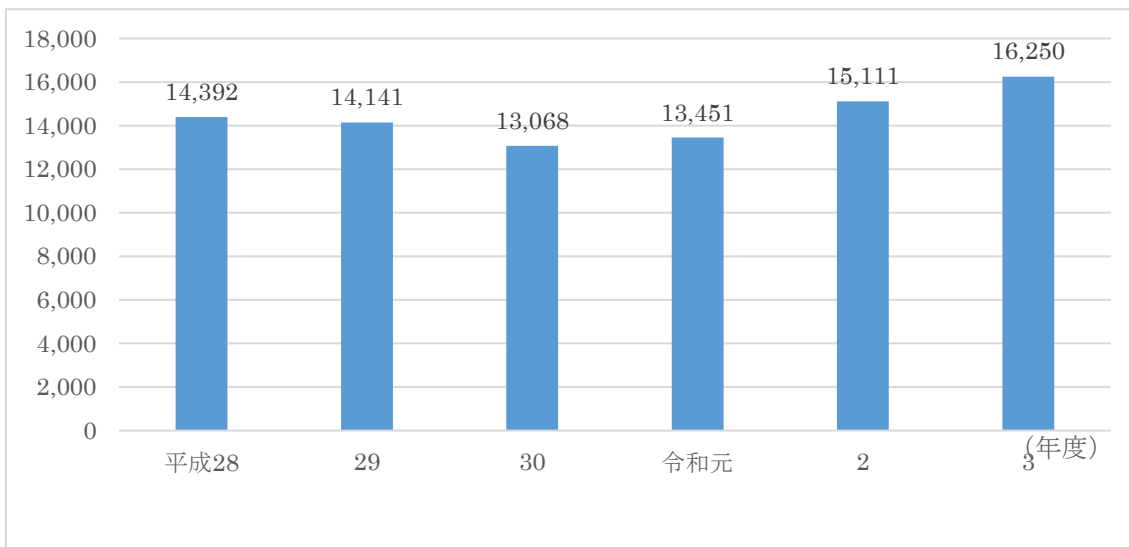
### ■市の一般廃棄物処理経費の内訳(令和3年度)



市が負担している市民一人当たりの一般廃棄物処理経費は、2021（令和3）年度は1万6,250円となっており、2016（平成28）年度に比べて増加しています。

■一人当たりの一般廃棄物処理経費

単位：円

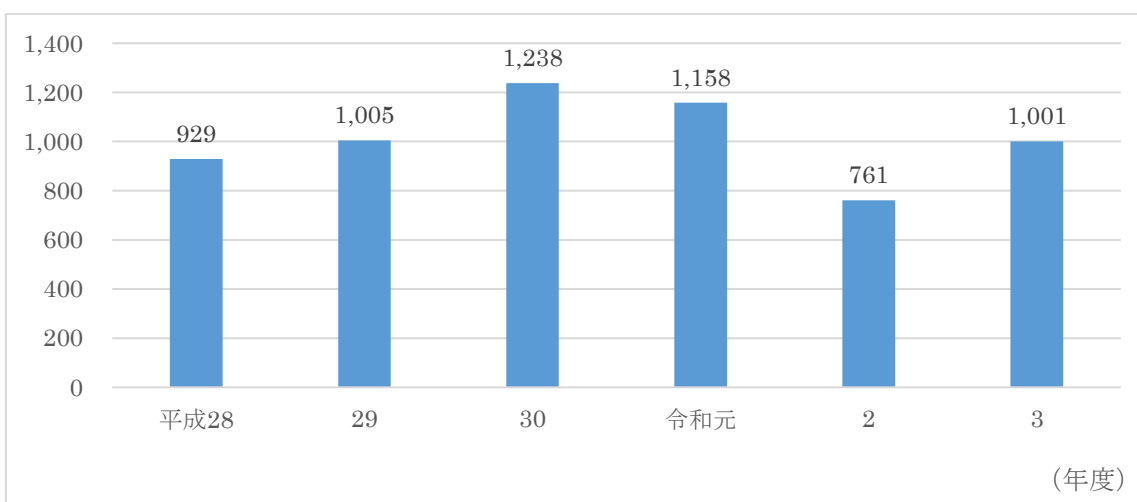


(2) 資源物の売却

資源物のうち、空きびん、ペットボトルは資源物として処理するための経費を支払い、それ以外の空き缶、古紙類については、有価物として売却しています。売却単価の変動により差が生じますが、2021（令和3）年度の売却額は1,001万円と、2016（平成28）年度に比べて増加しています。

■資源物売却金

単位：万円



## 7 これまでの取組状況

### (1) ごみ処理に関する施策

これまでの計画では、3つの基本方針のもと、ごみ処理に関する施策を実施しました。

#### **基本方針1** ごみの減量化を推進します。(リデュース、リユース)

##### ○レジ袋や過剰包装の辞退によるごみ排出量の抑制

市広報、市ホームページ等で啓発し、レジ袋辞退を目的としたマイバッグ持参の取組を推進しました。特に2020(令和2)年7月からのレジ袋有料化に合わせ推進を強化しました。

##### ○食品ロス削減

市広報、市ホームページ等で啓発し、食材を使いきり、食べきることを推進しました。

##### ○グリーン購入(環境負荷の少ない製品の購入)の推進

市広報、市ホームページ等で啓発し、エコマーク商品など環境負荷の少ない製品の購入を推進しました。

##### ○使い捨てプラスチック使用の抑制

プラスチックごみの発生を抑制するため、市広報や市ホームページ等で啓発し、マイ箸やマイボトルの利用を推進しました。

##### ○使用しなくなったものの再利用

市広報や市ホームページ等で啓発し、衣類や家具、おもちゃなどで使用しなくなったものは、ネットオークションやフリーマーケットなどを活用して再利用してもらうことを推進しました。

#### **基本方針2** 分別の徹底による再資源化を推進します。(リサイクル)

##### ○資源回収報奨金の推進

市広報やホームページ等で、資源回収報奨金制度について周知し、報奨金の活用とPTAや子供会等の集団回収を推進しました。

##### ○リサイクル法に基づいた適正処理

容器包装リサイクル法、廃家電リサイクル法、自動車リサイクル法、建築リサイクル法、パソコンリサイクル法、オートバイリサイクル法などの制度を「ごみの分け方・出し方」の全戸配布、ホームページ等で周知するとともに、適正な処理を推進しました。

##### ○小型家電の再資源化への拡充

不燃ごみの減量化と希少金属類の国内循環のため、リサイクルできる「小型家電」の拠点回収を開始しました。

##### ○新しいリサイクル(再資源化)の検討と回収イベントの実施

生ごみ、衣類、廃プラスチックのリサイクルについて、民間事業者と検討を行いながら、使用できる衣類のリユースの促進と、小型家電リサイクルの更なる推進を目的に、衣類と小型家電回収のイベントを開催しました。

**基本方針3** 市民・事業者・市の連携、協働による適正なごみ処理を推進します。

○資源物の分別徹底

「ごみの分け方・出し方」を全戸配布するとともに、市広報、ホームページ等で啓発し、資源物の正しい分別と排出を推進しました。

○出前講座の実施

市広報やホームページ等で、ごみの分別の徹底、適正な処分を啓発するとともに、山都工場と連携した出前講座の開催などにより、市民や事業者のごみ処理の問題意識を高め、ごみ減量への取組を促進しました。

○廃棄物等減量推進員・不法投棄防止推進員の委嘱

旧行政区長や喜多方、塩川町地区に委嘱している廃棄物減量等推進員等と連携して、地域における適正なごみの分別・減量化を図るとともに、市内全地区に不法投棄防止推進員を委嘱し、ポイ捨てや廃棄物の不法投棄の防止、早期発見に努めました。

○ごみ回収方法の見直し

蛍光灯や水銀体温計、乾電池、ライター等は、運搬時の飛散や火災発生等の問題から、市役所や総合支所等での拠点回収に変更しました。

○ごみ収集曜日の変更

燃やせるごみの収集において、旧喜多方地区の曜日毎の収集量の平準化を図り、収集時間短縮のため、2022（令和4）年度に、旧喜多方地区の燃やせるごみ収集曜日を変更しました。

○ごみ処理施設の検討

中間処理場をはじめとするごみ処理施設の老朽化に伴い、二酸化炭素排出量削減や環境負荷の低減を図りながらごみ処理を行うための建替え等整備の検討について、広域組合を中心に関係市町村と協議を行ってきました。

○廃棄物の適正処理による生活環境の保全

収集業務委託による廃棄物の計画的な収集運搬、山都工場における適正な中間処理、最終処分によって、生活環境の保全に努めました。

○不適切なごみ処理の回収及び指導

違反ごみで環境衛生に影響を与えるおそれがあるごみの回収を行い、また野焼きや廃棄物の焼却、埋立などの不適切な処理を行っている場合は適正な処理を指導するなど、生活環境の保全に努めました。

○事業系ごみの適正処理の推進

生活系ごみの集積所に、特定できる事業系のごみが発見された場合は、事業系ごみとして、適正に処理するよう指導しました。

## (2) し尿処理に関する施策

これまでの計画では、4つの基本方針のもと、し尿処理に関する施策を実施しました。

### **基本方針1** 下水道と合併処理浄化槽の優先

汚水処理構想に基づき、集合処理区域内（公共下水道、農業集落排水等）では、未加入者に対する加入促進を行うとともに、集合処理区域外では、合併処理浄化槽の設置を支援し公共用水域の水質保全と汲み取りトイレの水洗化を推進しました。

### **基本方針2** 収集運搬の効率化

し尿及び浄化槽汚泥収集を迅速かつ衛生的に処理するため、許可業者が適正かつ効率的に処理されるよう許可制収集方式を継続するとともに、指導を適宜行いました。

### **基本方針3** し尿処理施設の整備

#### ○し尿処理施設による適正処理

民間事業者により収集運搬された生し尿と浄化槽汚泥は、塩川工場で中間処理を行い、含まれる夾雑物（し渣）は汚泥とともに脱水後焼却し、焼却灰は最終処分場へ埋立処分するなど適正に処理しました。

#### ○し尿処理施設の整備・管理

経済的かつ効率的な運営を行うことを基本として、広域組合の一般廃棄物処理基本計画との整合性を図りながら、し尿処理施設の改修等を計画的に進めました。

### **基本方針4** し尿汲取りの廃止

公共下水道等を整備し、加入することにより快適で住みよい環境を確保することが最も大切であり、下水道計画区域外についても、区域内の集合処理施設の検討と合わせ、合併処理浄化槽の設置を支援しました。

### (3) 中間目標の達成状況

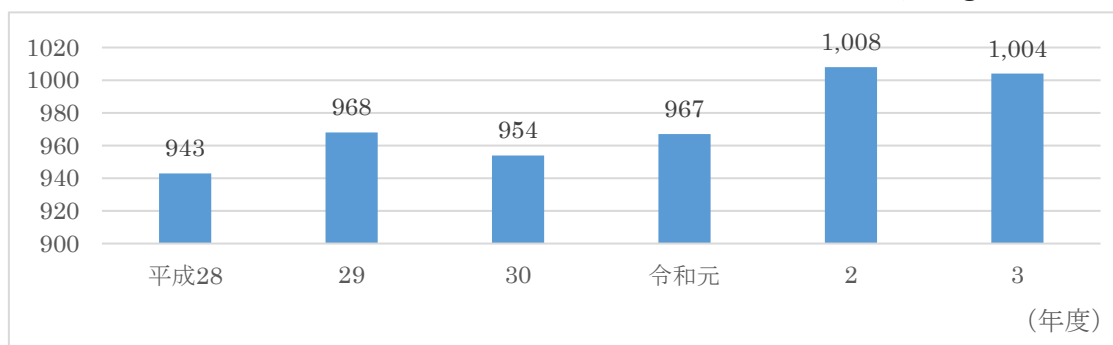
一人一日当たりのごみ排出量は2021（令和3）年度が1,004gとなり、932gの中間目標値を達成することができませんでした。また、リサイクル率は、2021（令和3）年度が18.2%となり、18.0%の中間目標値を0.2%上回りました。

数値目標	令和3年度		中間目標値に対する達成状況
	実績値	中間目標値	
一人一日当たりのごみ排出量	1,004g	932g	未達成 ▲72g
リサイクル率	18.2%	18.0%	達成 0.2%

※一人一日当たりのごみ排出量は、資源物を含む総排出量となります。

#### ■一人一日当たりのごみ排出量

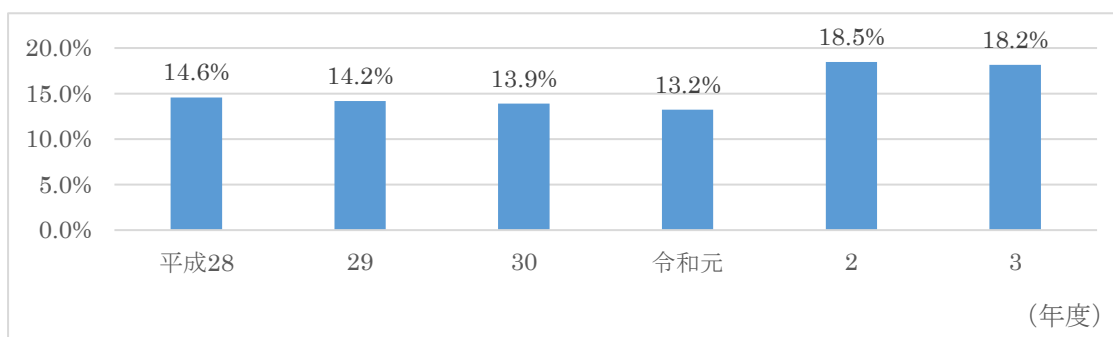
単位：g/1人・1日



一人一日当たりのごみの排出量（資源物を含む）では、新たに民間業者の資源物回収量を加算したこと、また生活系のごみが増加していることから、新型コロナウイルス感染症まん延の影響によるものと考えられ、2020（令和2）年度が1,008gと高くなったものと考えられます。2021（令和3）年度も1,004gと高くなっており、前年度と比較し、4g減少しました。

#### ■リサイクル率

単位：%（パーセント）



民間業者による拠点回収が増えたことから、2020（令和2）年度より民間業者が回収している資源物の回収量を含めた算出方法に見直したことにより、リサイクル率は18.2%に上昇しました。

## 8 一般廃棄物処理の課題

市、事業者及び市民が協力して、一般廃棄物排出量の減量化及び再資源化を図るため、次の取組を推進する必要があります。

### ●資源物の分別の徹底

- ・資源物の排出量は、年々減少傾向にあります。リサイクルを推進するために、家庭ごみの分別徹底や、集団回収及び民間業者による資源物の拠点回収の推進により資源物回収量を増やす。
- ・家庭ごみのプラスチック製容器包装の収集においては、約 47%が不適合物として焼却されているため、家庭での分別を徹底する。
- ・山都工場で実施した燃やせるごみのごみ質検査の結果、紙・布類の占める割合が 50%と高いため、より一層紙ごみの分別資源化を推進する。

### ●新しいリサイクルの検討

- ・山都工場で実施した燃やせるごみのごみ質検査の結果、厨芥類（生ごみ等）の占める割合が約 12%であり、これまでも生ごみの水切りや食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）の削減などの啓発を行ってきましたが、今後コンポストや電動式生ごみ処理機を利用して堆肥化するなど、より具体的に取り組む。
- ・山都工場で実施した燃やせるごみのごみ質検査の結果から、木・竹・わら類の木質系と布類の再資源化の検討。
- ・塩川工場で処理している、し尿（最終汚泥）の新たな処理方法についての検討。
- ・2022（令和 4）年 4 月に、プラスチック資源循環促進法が施行されたことによる、プラスチック製品の使用減量の推進及びプラスチック製品の再資源化の検討。

### ●収集運搬方法

- ・収集運搬方法については、地区の世帯数や集積所等の状況を見据えながら、より効果的・効率的に収集するための見直し。
- ・今後も増加が予想される、高齢者世帯の福祉収集の検討。

### ●中間処理施設の老朽化への対応

- ・山都工場や塩川工場は老朽化していることから、適正な中間処理を行うための適正な管理。
- ・循環型社会及び脱炭素社会の形成を見据えた施設更新の検討。

### ●情報の共有化

- ・問題意識の共有と課題解決のため、市民や事業者への情報（環境問題や 3 R 活動など）の積極的な発信。
- ・ごみ分別に関する出前講座や地区説明会など、双方向の情報交換の場の設置。

# 第4章 ごみ処理計画



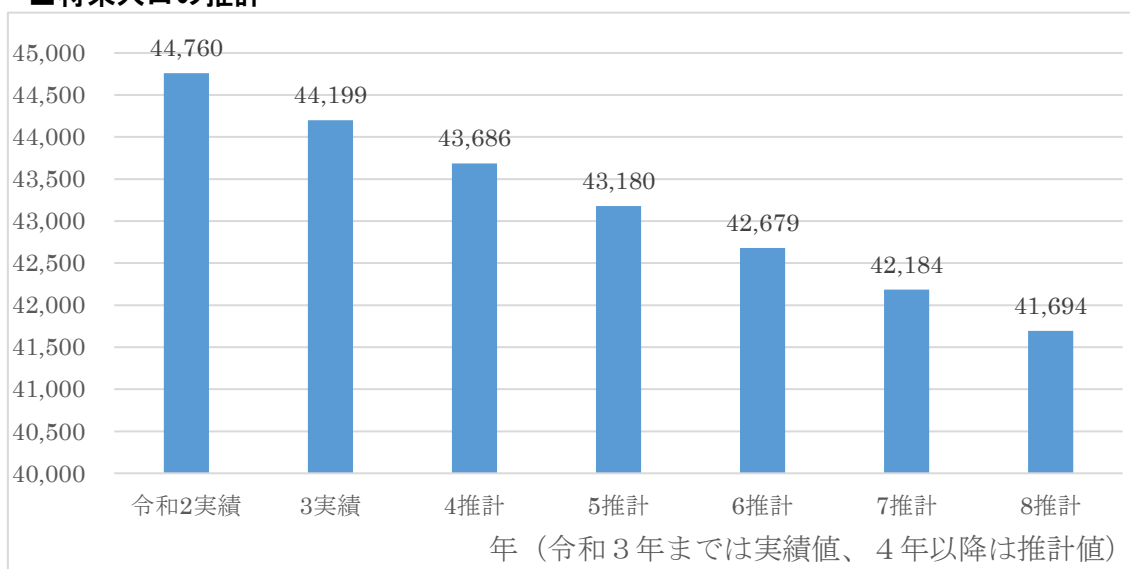
## 1 ごみの排出量の見込み

### (1) 人口の将来予測

本市の将来人口の推計は、喜多方市長期人口ビジョン（2019（令和元）年12月策定）における将来展望人口の人口変動率（2010（令和2）年～2025（令和7）年の平均）を基に、2020（令和2）年の国勢調査人口で再計算すると、2026（令和8）年には41,694人と推計されます。

#### ■将来人口の推計

単位：人



### (2) ごみ排出量の将来の予測

過去5年間のごみ排出量を基に推計すると、これまでどおりの生活や事業活動を続けた場合、ごみ排出量は、下表のとおりとなります。2026（令和8）年度には可燃ごみが12,955t、不燃ごみが1,039t等と予測され、人口減少にともない、ごみ排出量（資源物も含む）も減少することが見込まれます。

年度	令和3実績	4推計	5推計	6推計	7推計	8推計
人口(人)	44,199	43,686	43,180	42,679	42,184	41,694
可燃ごみ(t)	13,733	13,574	13,416	13,261	13,107	12,955
不燃ごみ(t)	1,101	1,088	1,076	1,063	1,051	1,039
粗大ごみ(t)	286	283	279	276	273	270
カン(t)	78	77	76	75	74	74
ビン(t)	233	230	228	225	222	220
ペットボトル(t)	70	69	68	68	67	66
紙パック(t)	6	6	6	6	6	6
古紙(t)	273	270	267	264	261	258
プラスチック包装(t)	308	304	301	297	294	291

※ 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみには、事業系ごみ（一般廃棄物）が含まれています。

## 2 ごみの発生・排出抑制のための方策

### (1) 基本理念

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムは、天然資源の枯渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行など、地球環境へ大きな負荷を与え続けてきました。2018（平成30）年以降、世界では地球温暖化対策として「パリ協定」や持続可能な開発を目指す「SDGs」が採択されるなど、国際情勢ではこれらの取組が求められるようになりました。今後さらに、資源採取・生産・流通・消費・廃棄などの全ての段階において、それぞれの主体が廃棄物の発生を抑制し、循環資源や再生可能エネルギーなどの利用を通じて、二酸化炭素排出量を限りなく抑える脱炭素社会、そして、経済や社会が持続可能な発展ができる環境負荷の少ない資源循環型社会を構築することが求められています。

ごみ処理においても、ごみの発生抑制（リデュース・Reduce）、再使用（リユース・Reuse）、再資源化（リサイクル・Recycle）の3R活動を推進するために、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすとともに、ものを大切にす「もったいない精神」のもと全ての市民が連携・協働して、持続可能な環境にやさしい資源循環型のまち喜多方の実現に向け取り組みます。

#### 基本理念

ごみ減量と3R活動を推進する資源循環型のまち喜多方

### (2) 基本方針・数値目標・各種施策

本市は、基本理念の実現に向け、以下の基本方針と数値目標を設定し、各種施策を推進します。

#### ①基本方針

- ・基本方針1 ごみの減量化を推進します。（リデュース、リユース）
- ・基本方針2 分別の徹底による再資源化を推進します。（リサイクル）
- ・基本方針3 市民・事業者・市の連携、協働による適正なごみ処理を推進します。

#### ②数値目標

市総合計画及び環境基本計画で数値目標を見直していることから整合性を図るため、これらの計画と同様の目標値とし、ごみの減量化及び再資源化を目指します。

##### ○一人一日当たりのごみ排出量

ごみ排出量を焼却・埋立処分されるごみ、リサイクルされる資源物に分け、一人一日当たりのごみ排出量は、資源物を除いたものを数値目標としました。

##### ○リサイクル率

分別徹底及び民間による資源物回収量の増加を見込み、割合を上方修正しました。

数値目標		令和3年度 実績値	令和8年度 目標値	備考
ごみの 減量化	1人1日当たり のごみ排出量(資 源物を除く)(g)	898g	855g	資源物を除くごみ総排出量 (可燃、不燃、粗大)(t)/総 人口(人)/365または366(日)
ごみの 再資源 化	リサイクル率 (%)	18.2%	25.0%	(収集委託の資源物、民間の資 源物回収、資源物回収報奨実績 による資源物総量)/(収集委託 の可燃、不燃、粗大、資源物、 民間の資源物拠点回収、集団回 収実績)

### ③各種施策

本市は基本方針のもと、以下の施策を推進します。

施策	内容
<b>基本方針 1</b>  施策1 リデュース(ごみの発生抑 制・初めからごみにしな い)の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買い物では、マイバッグを持参することで、レジ袋を辞退し、ごみの排出を抑制するよう推進します。</li> <li>・食材を使いきり、食べきることによって生ごみの排出を抑制し、食品ロスの削減について啓発します。</li> <li>・使い捨てプラスチックなどプラスチックごみの排出抑制について啓発します。</li> <li>・グリーン購入(環境負荷の少ない製品の購入)、エシカル消費について啓発します。</li> <li>・コンポストや電動生ごみ処理機などによる生ごみの減量化及び資源化を推進します。</li> </ul>
<b>基本方針 1</b>  施策2 リユース(再使用)の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣類や家具、スポーツ用品などで繰り返し使えるものは、必要な方にゆずったり、リサイクルショップなどに販売したり再利用することを啓発します。</li> <li>・リユースイベント(フリーマーケット)などの情報を積極的に発信し、リユース意識の向上を図ります。</li> </ul>
<b>基本方針 2</b>  施策3 資源物の分別徹底の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物(空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装など)の適正な分別と排出について啓発します。</li> <li>・紙ごみ(雑がみ、オフィス古紙など)の分別を徹底し、燃やせるごみの減量化と古紙類の再資源化を推進します。</li> <li>・ペットボトル、プラスチック製容器包装の適正分別について啓発を行い不適合物の低減を目指します。</li> </ul>

<p>基本方針 2</p> <p>施策 4 リサイクル（再資源化）の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P T A や子供会などでの資源物の集団回収を推進し、リサイクル意識の浸透を図ります。</li> <li>・ 店頭回収、拠点回収、集団回収など、リサイクルルート拡大を図ります。</li> <li>・ 衣類や小型家電などの回収イベントを開催し、リサイクルの推進を図ります。</li> </ul>
<p>基本方針 2</p> <p>施策 5 リサイクル法、リサイクル制度の啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器包装リサイクル法、廃家電リサイクル法、自動車リサイクル法、建築リサイクル法、パソコンリサイクル法、オートバイリサイクル法、消火器リサイクル制度について啓発し、適正な処理を推進します。</li> <li>・ プラスチック循環資源促進法における 3 R の取組を推進するとともに、リニューアブル（Renewable）による再生素材や再生可能資源（紙・バイオマスプラスチック等）に切り替える取組を啓発します。</li> </ul>
<p>基本方針 2</p> <p>施策 6 新しいリサイクルの検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃やせないごみの減量化と希少金属類の国内循環のため、小型家電のリサイクルをさらに推進します。</li> <li>・ 有機質資源、食品廃棄物、木質バイオマス、廃プラスチックなどについて、新技術によるリサイクルを検討します。</li> </ul>
<p>基本方針 1・2</p> <p>施策 7 ごみ処理体系の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法改正及び法立法などに的確に対応できるよう、広域組合や関係町村と協議しながら、ごみの分別や処理方法等の見直しを図ります。</li> <li>・ 増加が見込まれる高齢者世帯に対するごみ収集方法について、調査・検討します。</li> <li>・ ごみの減量化に伴う中間処理や最終処分の効率化や省資源・省エネルギー化について、広域組合や関係町村と協議しながら検討していきます。</li> </ul>
<p>基本方針 3</p> <p>施策 8 廃棄物の適正処理による生活環境の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の計画的かつ速やかな収集運搬、中間処理、最終処分によって、廃棄物の無害化、安定化を行います。</li> <li>・ 廃棄物の速やかな収集運搬により、生活環境を衛生的に保ちます。</li> <li>・ 一斉清掃などの環境美化活動で回収した廃棄物を処分することで、生活環境を衛生的に保ちます。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染拡大防止を意識した適正なごみの出し方について啓発します。</li> <li>・ 市民、事業者と協働による環境美化につながるごみ回収イベントを検討します。</li> </ul>

<p>基本方針 1・2・3</p> <p>施策 9 環境学習などの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山都工場と連携した出前講座など、市民がごみ処理について学ぶ環境学習、環境教育を実施します。</li> <li>・広報やホームページを活用して、3 R活動の啓発とともに、市民や事業者とごみ処理に関する情報を共有化し、ごみ処理の問題意識を高めます。</li> </ul>
<p>基本方針 3</p> <p>施策 10 不適切なごみ処理の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の焼却や埋立など、安易な処理は行わないよう啓発します。</li> <li>・ごみのポイ捨てや、廃棄物の不法投棄を行わないよう啓発します。</li> </ul>
<p>基本方針 3</p> <p>施策 11 事業系ごみの適正処理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所から排出されるごみが適正に処理されるよう、指導を徹底します。 （事業系の紙ごみ、食品リサイクル法で規制されている厨芥類（生ごみ等）、廃油、廃パレット木材、その他産業廃棄物の混入など）</li> <li>・事業系ごみは生活系ごみの集積所に排出せずに適正に処理するよう指導します。</li> </ul>

### (3) 市民・事業者・市の役割

それぞれの主な取組は、次のとおりです。

① 市民の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・無駄なごみを出さないよう3R活動を実践しましょう。</li><li>・ごみの分別を徹底し、ごみの減量化、リサイクルに努めましょう。</li><li>・家電リサイクル法などの関連法令を順守し、ごみを適正に処分しましょう。</li><li>・物品などの購入は、地球環境にやさしいグリーン購入や人・社会・地域・環境に配慮したエシカル消費に努めましょう。</li><li>・使い捨てるプラスチック製品は使わないなどのプラスチックごみの削減に努めましょう。</li></ul>
② 事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・無駄なごみを出さないよう3R活動を実践しましょう。</li><li>・再利用できる製品の開発や再生資源を利用した製造・販売に努めましょう。</li><li>・環境負荷の少ない製品の開発や生産活動の改善のため、ライフスタイルサイクルアセスメント（購入、製造、販売）に努めましょう。</li><li>・事業で生じたごみの適正な分別と処理・処分に努めましょう。</li><li>・物品などの購入は、地球環境にやさしいグリーン購入に努めましょう。</li><li>・使い捨てるプラスチック製品は使わないなどのプラスチックごみの削減に努めましょう。</li></ul>
③ 市の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本理念の実現に向け、基本方針のもと、各種施策を推進します。</li><li>・ごみの減量化や3R活動に関する意識啓発と情報発信に努めます。</li><li>・市有施設のごみの減量化を図ります。</li></ul>

### 3 ごみ処理の対象と分別の区分

#### (1) ごみ処理の対象

ごみ処理の対象区域は、本市全域とし、本市が処理を行う一般廃棄物（ごみ）は次の2種類に分けられます。

- ・生活系ごみ（家庭での日常生活によって生じた廃棄物）
- ・事業系ごみ（事業活動によって生じた一般廃棄物）

#### (2) 生活系ごみの分別の区分

分別の区分 (市民が排出者)		収集・運搬 (市委託業者)	保管 (民間業者)		
燃やせるごみ		収集車	—		
燃やせないごみ			—		
粗大ごみ			—		
空き缶	スチール		⇒	選別・圧縮	ストックヤード保管
	アルミ				
空きびん	無色				
	茶色				
	青・緑色				
	黒色				
紙類	紙パック			選別・圧縮	
	段ボール				
	雑誌・その他紙				
プラスチック類	ペットボトル			選別・圧縮	
	プラスチック製 容器包装	選別・圧縮			
拠点回収	小型家電	—		—	
	小型充電式電池	—		—	
	乾電池	—	—		
	蛍光灯・蛍光管（水銀 体温計などを含む）	—	—		
	ライター	—	—		

各リサイクル工場へ  
※

※2021（令和3）年現在の搬出先は以下のとおりで、今後も継続し国内流通を優先させます。

- ・空き缶、紙類は有価物として売却、ペットボトルは、民間業者を経由して指定法人へ引き渡されます。
- ・プラスチック製容器包装 環境センター山都工場を経由して指定法人へ引き渡されます。
- ・小型家電は、民間業者を経由して各リサイクル工場へ引き渡されます。
- ・小型充電式電池は回収後、一般社団法人 JBRC へ引き渡されます。
- ・乾電池、蛍光灯・蛍光管（水銀体温計などを含む）は環境センター山都工場に搬入後、リサイクル工場へ引き渡されます。

(3) 事業系ごみの分別の区分

分別の区分 (事業者が排出者)	収集・運搬 (事業者の責任で実施する)
一般廃棄物	事業者自身が山都工場へ搬入します(有料)。 または、市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者へ 収集運搬を委託します。
産業廃棄物 (廃棄物処理法に基づく)	県の許可を持つ産業廃棄物処理業者に処理を委託し ます。

4 ごみの適正処理に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

① 日常生活から生じたごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、その他資源物の5種類に分別します。

このうち、その他資源物は、空き缶、空きびん(無色・透明系、茶系、青・緑系、黒系)、ペットボトル、紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌その他紙類に分別します。その他資源物のうち、生きびん(一升びん(茶系)及びビールびん)は、購入店などに直接持ち込み再使用ルートに回します。

② 市は、市民及び事業者に排出の指導を行い、分別の徹底を図ります。ただし、事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理します。

③ 収集回数、収集時間、収集方法、収集容器等については、市民生活を配慮し、かつ収集業務に支障が生じないものとしします。

燃やせるごみ及びプラスチック製容器包装は、市の指定する専用のごみ袋または市が別に定める要件を満たしたごみ袋で排出します。また、燃やせないごみは、市の指定する専用のごみ袋で排出します。

なお、その他資源物は、各地区の集積所に設置した収集容器に排出します。

④ 収集運搬は、業者委託を原則とし、指揮管理を徹底します。

⑤ 粗大ごみについては、自己搬入を基本とします。また、年に3回申し込みによる市の粗大ごみ収集を有料で行っており、一定の条件を満たした場合は減免制度を設けています。

⑥ 苦情要望等には、迅速に対応できる体制を維持します。

⑦ 分別の方法及び収集日程は、広報及びホームページ等をもって詳しく周知します。

⑧ 収集日程及び回数は、現行(2022(令和4)年度)を基本とし、特別な場合を除き、次のとおり実施します。

燃やせるごみ ----- 週2回

燃やせないごみ----- 月2回

プラスチック製容器包装 ----- 週1回

その他資源物 ----- 月1回

粗大ごみ ----- 年3回(申請による収集)

⑨ 冬期積雪時でも、収集車両の走行が可能で、集積所の除雪体制が確保できる地区は収集を実施します。

## (2) 拠点回収しているごみの処理

市役所及び各総合支所や公民館で拠点回収をしている乾電池、ライターは回収後山都工場へ搬入します。

市役所及び各総合支所で回収している蛍光灯・蛍光管（水銀体温計などを含む）は山都工場へ、小型充電式電池は一般社団法人 JBRC へ送り、リサイクルしています。

## (3) 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理

飲食店・商店・工場などの事業活動により生じたごみ（事業系一般廃棄物）は、事業者の責任において適正に処理する必要があるため、山都工場へ自己搬入する（有料）か、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者へ搬入を依頼する（有料）か、いずれかの方法で処理します。

## (4) 中間処理計画

- ① 燃やせるごみは、山都工場にて焼却します。ただし、山都工場にて処理が難しい処理困難品（枝やカヤ及び植物性残渣）については、一般廃棄物処理業の許可業者が再資源化を図ります。
- ② 粗大ごみのうち可燃性のものは、山都工場にて焼却処理します。
- ③ 粗大ごみのうち不燃性のもの及び燃やせないごみは、山都工場の破砕処理施設で破砕し、金属等は再資源化を図ります。
- ④ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく資源物（プラスチック製容器包装及びその他資源物のうち、同法2条6項指定物（空き缶、段ボール、紙パック）及び特定分別基準適合物（空きびん、ペットボトル）は、国が指定する指定保管施設で再資源化を図ります。
- ⑤ 古紙類については、市が指定する保管施設で再資源化を図ります。

## (5) 最終処分計画

山都工場で生じる焼却残渣及び破砕して再資源化できなかったごみは、羽山処分場において埋め立てし、最終処分場の安定化に努めます。

## 5 ごみ処理施設の整備に関する事項

広域組合の山都工場の可燃物焼却施設と不燃物処理施設は、稼働後 25 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

各施設の長寿命化のために、ごみの減量化を推進し、施設の適切な運転管理や適切な改修・整備について、広域組合と協議してまいります。

また、ごみ処理の合理化や効率化、再資源化を進めるとともに、新しいごみ処理施設について、検討課題として関係機関と協議してまいります。

## 6 その他

### (1) 地域における廃棄物減量等対策

行政区長や喜多方、塩川町地区に委嘱している廃棄物減量等推進員等と連携して、生活系ごみの適正排出と、ごみの減量化、資源物の分別の徹底に努めます。

## (2) 事業者の協力

事業系ごみ（一般廃棄物）の減量化や資源物の分別、適正処理について積極的に指導・啓発を行い、ごみの減量化への協力を求めます。

## (3) 災害廃棄物の対策

火災や水害、地震などの災害時には、「喜多方市地域防災計画」との整合性を図りながら、2018（平成30）年8月に「喜多方市災害廃棄物処理計画」を策定しました。この計画で示す方針等により適切に災害廃棄物の処理を行います。

なお、大規模災害の場合は、腐敗性廃棄物や粗大ごみ、がれき等が大量に発生し、衛生環境が悪化することが想定されるため、山都工場の中間処理や羽山処分場の埋立てについて広域組合と協議しながら、国や県の処理方針に従い、迅速かつ適切に処理を行い、市民生活の早期復旧に努めます。

## (4) 不法投棄対策

各地区に不法投棄等防止推進員を委嘱し、不法投棄パトロールによる予防や監視を行い、また、必要な場合は、推進員の方々がより活動しやすいよう検討していきます。

また、実際に不法投棄を発見した場合は、国・県・警察など関係機関と連携し適切な対応を行います。

# 第5章 し尿処理計画

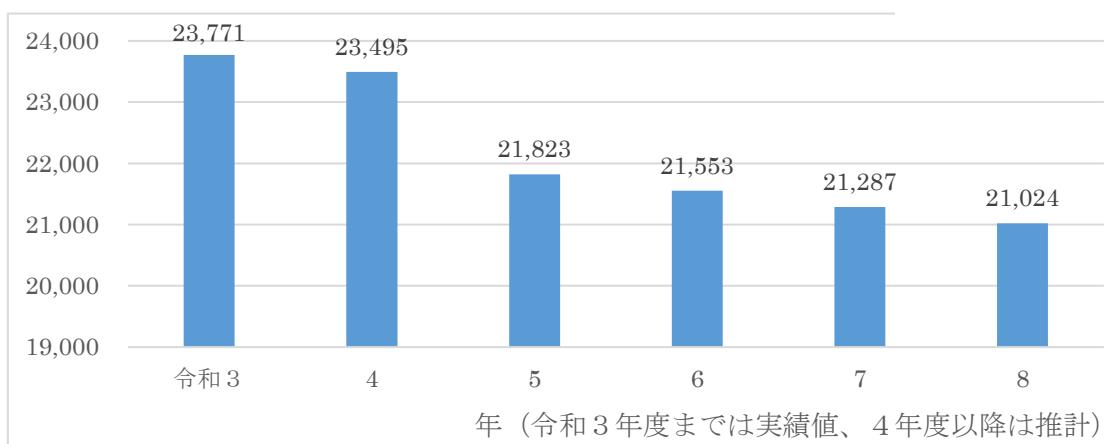


## 1 し尿処理量の見込み

塩川工場で処理されている農業集落排水処理施設等の汚泥が、2023（令和5）年度より喜多方、熱塩、山都浄化センターに搬入下水道と共同処理されることと、人口減少が見込まれることを想定し、2020（令和2）年度とし尿処理量を基に推計すると、下図のとおりとなり、2026（令和8）年度には、21,024 t/年と予測されます。

### ■ し尿処理量の見込

単位：t（トン）



※し尿処理量には、浄化槽汚泥も含まれます。

## 2 し尿処理に関する基本方針

住みよい衛生的な住環境の確保と公共用水域の水質保全のため、汚水処理構想の推進は不可欠となっています。

本市汚水処理構想に基づき、集合処理区域（公共下水道、農業集落排水等）の整備促進と集合処理区域外での合併処理浄化槽の設置支援を基本とした、し尿処理体制を推進してきました。

しかし、集合処理区域外だけでなく、集合処理区域（公共下水道、農業集落排水等）内でも、未加入者も存在しており、一般廃棄物であるし尿と浄化槽汚泥の処理体制を整備する必要があるため、し尿と浄化槽汚泥の収集処理計画を策定します。

### ○基本方針1 汚水処理構想の推進

汚水処理構想に基づき、集合処理区域内（公共下水道、農業集落排水等）では、未加入者に対する加入促進を行うとともに、集合処理区域外では、合併処理浄化槽の設置を支援し公共用水域の水質保全と汲み取りトイレの水洗化を推進します。

### ○基本方針2 収集運搬の効率化

し尿及び浄化槽汚泥収集を迅速かつ衛生的に処理するため、許可業者が適正かつ効率的に処理されるよう許可制収集方式を継続するとともに、指導を適宜行います。

#### ○基本方針3 し尿処理施設の整備

##### ・し尿処理施設による適正処理

民間事業者により収集運搬された生し尿と浄化槽汚泥は、塩川工場で中間処理を行い、含まれる夾雑物（し渣）は汚泥とともに脱水後焼却し、焼却灰は最終処分場へ埋立処分するなど適正に処理します。

##### ・し尿処理施設の整備・管理

経済的かつ効率的な運営を行うことを基本として、広域組合の一般廃棄物処理基本計画との整合性を図りながら、し尿処理施設の改修等を計画的に進めていきます。

#### ○基本方針4 し尿汲取りの廃止

公共下水道等を整備し、加入することにより快適で住みよい環境を確保することが最も大切であり、集合処理施設を下水道計画区域外についても検討するとともに、合併浄化槽の設置を支援します。

このため、将来的には、喜多方市全域のし尿汲取り方式の廃止を目指すものとします。

### 3 し尿処理計画

#### (1) 収集運搬計画

##### ① 収集対象区域

収集対象区域は、喜多方市全域及び隣接する他町との共用処理施設を持つ区域とします。

なお、他町との共用処理施設は、慶徳町真木地区と共用している会津坂下町津尻地区の農業集落排水処理場であり、喜多方市が会津坂下町から事務委託を受けていることから収集対象区域に含めるものとします。

##### ② 収集対象範囲

収集対象範囲は、収集対象区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水施設等の汚泥を含む）とします。

##### ③ 収集運搬の方法

収集運搬は、本市の許可を持つ民間業者が、し尿処理車（バキューム車）により収集し、塩川工場に搬入します。

#### (2) 中間処理計画

し尿と浄化槽汚泥の中間処理は、広域組合の計画に基づき塩川工場で実施します。

なお、中間処理量の変動に充分対応した中間処理施設を整備し、計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。

#### (3) 最終処分計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、塩川工場で全量適正に処理して、処理水は阿賀川に放流します。

また、汚泥は焼却処理し、焼却灰は羽山処分場へ埋立処分し、安定化を図るとともに、

リサイクルの可能性について検討します。

#### 4 計画達成のための方策

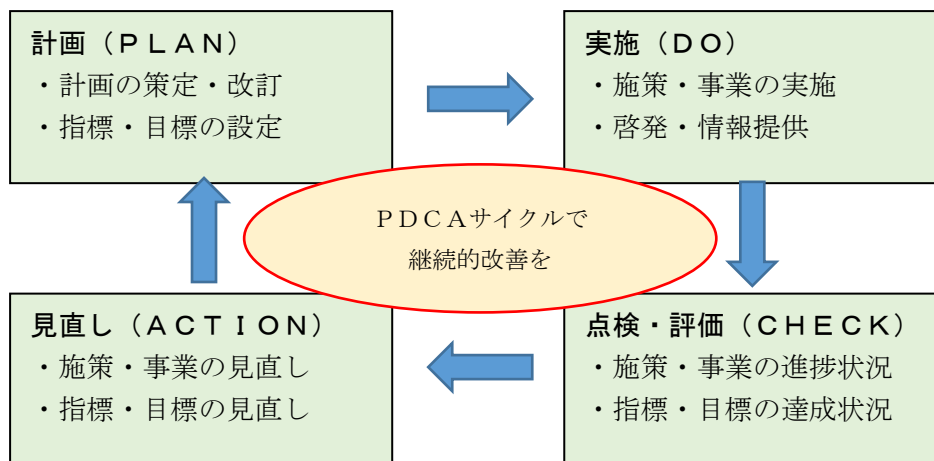
本市は、基本方針のもと、し尿処理計画を達成するために、以下の施策を推進します。

施 策	内 容
基本方針 1・4 ○施策1 合併処理浄化槽の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道計画区域外における公共用水域の保全のため、し尿及び生活排水等を処理する合併処理浄化槽の普及促進のため、新たに合併処理浄化槽を設置する者に対して国・県の補助制度を活用した支援を行います。</li> </ul>
基本方針 2 ○施策2 浄化槽の適正管理の指導啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化槽の清掃や点検などの維持管理が徹底されていないと放流水質の悪化や悪臭発生の原因となるため、設置者に対して正しい使い方と法定検査（11条検査）の実施について啓発を行います。</li> <li>・法定検査未受検者に対して受検を勧奨するとともに、法定検査受検者のうち、維持管理に不備が見られた設置者に対しては、速やかに改善するよう指導を行います。</li> </ul>
基本方針 2 ○施策3 許可業者への収集運搬に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活圏から発生するし尿を迅速かつ衛生的に処理するため、収集対象区域のし尿及び浄化槽汚泥収集の需要に応えられるよう、許可業者への適正な収集運搬に関する指導を行います。</li> </ul>
基本方針 3 ○施策4 し尿の適正処理による生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿の適正な収集運搬、中間処理、最終処分によって、無害化、安定化を行い、生活環境を衛生的に保ちます。</li> <li>また、老朽化した中間処理施設については適切な維持管理を行いながら、将来のし尿処理の在り方について検討を行います。</li> </ul>
基本方針 3 ○施策5 汚泥のリサイクルの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塩川工場で処理した最終汚泥について、堆肥化などのリサイクルの可能性について検討します。</li> </ul>

# 第6章 計画の進行管理

## 1 進行管理の方法

本計画の進行管理については、計画（PLAN）、実施（DO）、点検・評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、施策の進捗状況や目標の達成状況などを把握・評価し、継続的改善を年度ごとに実施することで計画の進行管理を行います。



## 2 情報の公開

本計画の取組状況については、喜多方市環境基本計画に基づく年次報告書で、広く公開するとともに、各種説明会や講演会、出前講座などの様々な場において、市民や事業者との情報の共有化を実施します。

喜多方市一般廃棄物処理基本計画見直し  
2023（令和5）年3月

編集・発行 喜多方市 市民部 市民生活課  
〒966-8601 喜多方市字御清水東 7244 番地 2  
TEL 0241-24-5285 FAX 0241-22-9571  
E-mail [shisei@city.kitakata.fukushima.jp](mailto:shisei@city.kitakata.fukushima.jp)